

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ）				(13.2定)
日 時	平成13年 6月21日(木)	開 議	午後 1時00分	
		閉 会	午後 4時57分	
場 所	第 2 委 員 会 室			
議 題	付 託 案 件			
出 席 委 員	小林委員長、秋山副委員長、前田・大竹・松本（光）・中村・松本（聖）・古沢・渡部・北野・斉藤（陽） 各委員			
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・市民・福祉・環境・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長ほか関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。				
委員長				
署名員				
署名員				
書 記				
記録担当				

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、松本（光）委員、北野委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大畠委員が松本（聖）委員に、新谷委員が古沢委員に、新野委員が前田委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

それでは、自民党。

○大竹委員

◎桃内最終処分場における埋立処分可能な事業系一般廃棄物について

それでは、代表質問と関連している部分もありますが、ちょっと問いつめた部分も質問したいと思いますので、私の方は、環境部にご質問をいたします。

まず、桃内最終処分場で埋立処分できる事業系一般廃棄物について、お伺いいたします。

まず第1に、直営の収集運搬で事業系一般廃棄物も収集しているのかどうかというのが1点と、二つ目には、事業所から出る紙、事務所から出る書類とかシュレッダーされた紙、それからダンボール、クラフト紙、新聞、雑誌、こういうものが搬入処理できるのかどうかということについて、受入れに当たっての基準と指導と現状をお示し願いたいと思います。

○（環境）廃棄物対策課長

大竹委員の質問にお答えします。

第1番目の質問ですけれども、直営の収集運搬車で事業系一般廃棄物も収集しているのではないかというご質問であります。このことにつきましては、直営の収集運搬車につきましては家庭系ごみをすべて収集するという事になっておりますので、事業系ごみを収集することは一切ございません。それから、もしそのようなことがあるとすれば、店舗つき住宅などから出る家庭ごみの中に、事業系ごみが含まれて出されるという可能性はございます。

それから、2番目の質問ですけれども、事業所から出るリサイクルできる紙類については、小樽市では、現在、搬入規制をかけております。したがって、処理はしないことにしております。

しかし、それらの紙類につきましては、全部リサイクルすることにいたしまして、収集業者にリサイクルするように指導しております。そういう結果、埋立処分はできないようなことになっております。

○大竹委員

それで、桃内の処分場の現状なのですけれども、これは、一般家庭とそれから事業系と分けることはなかなか難しいかもしれませんが、結構入られているのではないかなというような感じがしていますので、その辺について、これから先の対応策について、何か考えていることがあれば、お知らせ願いたいと思います。

○（環境）管理課長

搬入の関係でございますけれども、窓口の方で、言うなれば計量する段階で、一応、品目等の関係は確認してございます。その部分で徹底を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○大竹委員

それで、管理するのは環境部のはずですから、その辺、最終処分場を見た感じで、今どのような感じになっているのかということの現状を示していただきたいということがあったのですが、その辺の答弁はいかがですか。

○（環境）五十嵐主幹

埋立処分場での現場でございますが、パッカー車から出した時点でかなり混じっている部分もございますが、それが事業所から出たのか、そういう部分では定かでない部分もありますけれども、今言ったとおり、計量する時点で確認したり、また、出すときに確認しているということで指導を行っております。

○大竹委員

埋立処分場の延命策を考えなければならないものですから、その辺は、もう少し徹底する形の中であつたらいいのではないかなと。

それから、路線のごみと事業系の中では時間帯に差があるような気もいたしますので、その辺の指導の方も徹底していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎事業系の一般廃棄物の料金体系について

次に、事業系の一般廃棄物の料金体系について、お伺いしたいと思います。

それで、業者によりましては、事業所からは立方メートル当たり幾らという形で料金徴収しておるわけなのですが、実際に最終処分場に持っていったときにはキロ幾らという形でもって精算していると思うのですが、この料金徴収について、市民の方からも、何かちょっと随分かかって徴収されていると。会社にとっても経費がかなりかかっているというような話も聞いておりますので、その辺の料金体系についてどのような指導をしているのか、また、現状認識についてお伺いしたいと思います。

○（環境）管理課長

ただいまの事業系一般廃棄物の料金体系の関係でございますけれども、私どもの指導といたしましては、収集業者に対しましては、排出者といいますか、事業者側と排出量、それから排出品目、品目の中でもリサイクルができるものの確認ということで、十分話し合いをしていただきまして、相互に納得していく中で料金設定をするようにということで業者には話してございます。

また、排出者側の方でございますけれども、排出量につきましては、自主的に実態量を把握していただきまして、収集業者と見積もりをとった中で十分に話し合っていたきたい、このように話をしてございます。

○大竹委員

そのよう形になっているけれども、その点がなかなか徹底されていないという部分もありまして、市民が理解し切れていない部分があると思いますので、その辺をわかりやすいような形で指導するなり、市民に対して、こうなっているのだよということをお知らせできるような、ごみゼロ広報なんかでも使いながらやっていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○（環境）管理課長

ご指摘のありましたように、周知徹底につきましては、広報等を使いまして徹底を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○大竹委員

◎収集運搬許可業者の積替え保管の許可について。

それでは、質問を変えてまいります。去年から、いろいろ体制が変わったこともありますし、事業系で一般廃棄物の扱いの問題も変わりまして、収集運搬業務の方もいろいろ戸惑っているのが現実でないかなと思います。

大分なれてきたかもしれませんが、ここで、収集運搬許可業者のうち、積替え保管の許可を同時に所有している業者は何件ぐらいあるのか、全部なのかどうか分かりませんが、また、許可なしで一時保管しているところはないのかということで、現状はどうなっていると認識しているのか、その辺を伺いたいと思います。

○（環境）管理課長

ただいまの積替え保管の許可の関係でございますが、今現在では9社でございます。それで、許可なしで一時

保管しているところはないのかということでございますが、それはございません。現況としましては、こういうことでございます。

○大竹委員

今の答弁からいきますと、すべての許可業者については一時保管の許可もとり、その場所も確定しているということで解釈してよろしいですか。

○（環境）管理課長

許可業者のとらえでございますけれども、今申し上げました9社の関係は、例えば、一般廃棄物の収集許可も持っている業者かどうかということではございません。あくまでも、収集運搬許可業者のうち、積替え保管をしている業者の数を申し上げたところでございます。

○大竹委員

私がさっき申したのは、収集運搬許可業者すべてを入れております。

それで、もう1回同じような質問になるとおもいますけれども、再度答弁してください。

○（環境）管理課長

収集運搬許可業者の許可ををしている業者の中で、積替え保管をしている、言うならば同時に所有している業者ということでございますね。その部分では9社でございます。

○大竹委員

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれません。

許可なしで一時保管している、そういう許可業者はいないのかということで質問したのですが、それはないという答弁だったのですけれども、よろしいですか。

○（環境）管理課長

今、その部分では承知してございません。

○大竹委員

承知していないということで、それ以上は聞けませんけれども、例えば、許可業者が自分のところに一時保管の許可も得ずに滞積しているということもあるようにも聞いておりますので、その辺をお調べになって、その後、指導するなり、あるいは業界との話し合いの中で許可をとるなり、そういう場所を確保するような指導もしていかれたらと思いますが、いかがですか。

○環境部次長

ちょっと質問のやりとりについて間違えまして申しわけございませんでした。

今、ご指摘のあった件については、実は、私ども少なくとも承知をしていない事項でございます。

したがって、今後、業者の方からも情報を得ながら、必要に応じて指導をしてまいりたい、こういうふうを考えております。

○大竹委員

◎ごみ収集運搬業務の直営等の委託について

それでは、質問を変えますが、代表質問でもお話ししたのですが、ごみの収集運搬業務で直営等の委託という形のことなのですけれども、これについて、直営を減らすということによって市民がデメリットを受けるというものがありませんか、ちょっとお述べ願いたいと思います。

○環境部次長

デメリットの問題というのは、非常に難しい角度があらうかと思いますが、つい4、5年ほど前までは、ごみの委託業者といいますのが個人営業でもって全部で10社でやっていた。そうなりますと、営業基盤なり業務基盤なりといったものが脆弱だったというふうな認識をしております。そういった中では、ごみ収集そのもの

のが市民生活上なくてはならないものだという認識の中では、直営の役割といったものは非常に重要だったわけですが、近年、業者の統合が進みまして、１社で７台を持っていて、今また、個人業者がそのほかに３台になっているといった状況を考えた場合には、現行の中では、その収集基盤なり営業基盤なりというものが相当強固になっているというふうに思っておりますので、現在のところは、業者を適切に指導していくといったことを前提に置いておけば、特に大きなデメリットはないのではないか、このように考えております。

○大竹委員

指導もしながら、そういう業務を、ごみというのはなかなか大変な業務だと思います。そういうことで業界の底上げもするようなことに手をお貸しするのも行政の仕事だと思いますので、そういう面で、指導もしながら育成もしていくという形の中で取り組んでいただいて、逼迫した小樽市財政を立て直すという一つのものにもなり得ると思いますので、その辺、ご努力願いたいと思います。

◎廃プラスチックにおけるダイオキシン対策について

次に、廃プラスチックとダイオキシンについて、お伺いしたいと思います。

北後志地域ごみ処理広域化基本計画が策定されたということは、代表質問の答弁の中でございました。

そこで、ダイオキシン類の対策上、廃プラスチック類を非焼却対象物と位置づけておるという答弁がございましたが、それはどのような形で考えているのかわかりませんが、私といたしましては、廃プラスチックを燃やすことによってダイオキシンが規制値以上に排出するということは、今の技術の中ではクリアできている問題ではないかな、そういうふうな感じがしていますので、そういうような形の中で、廃プラスチックを入れる入れないということもいろいろ考えた上の話だと思いますが、今度、この基本計画で予定されております焼却場については、ダイオキシン類だとか、そういうものについて発生しないのだと。例えば、プラスチックを燃やしてもそういうふうにはならないのだというような形で焼却場は建設されると思うのですが、その辺はいかがですか。

○（環境）金田副参事

廃プラスチックとダイオキシンの関係についてでございますけれども、北後志のごみ処理広域化基本計画の中では、一般的に、ダイオキシンが発生していろいろな被害等が出た段階では、廃プラスチック類がその原因と、こういったことが出されてございましたので、計画書の中では、廃プラスチック類を非燃焼対象廃棄物と、そういう形で位置づけてございます。

ただ、今現在の焼却炉の性能からいきますと、そういったものが入ったといたしましても、基準値を超えると、こういったような状況にはなっていないのが事実でございます。

そういう面では、私どもとしては、代表質問の中で市長からご答弁を申し上げていましたけれども、今、国の方では、産業廃棄物処理施設が不足の中で、一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を焼却依頼されるだとか、それから、一般廃棄物と産業廃棄物の種類の区分が検討されているとか、こういったような国の動きもございますので、そういったことを踏まえながら、今後いろいろな焼却施設の検討の中で、その部分も含めて検討されることになろうかというふうに考えてございます。

○大竹委員

今の答弁から思うことですが、たとえ先に行きまして、国の施策の中で産廃と一緒に合わせ焼却するということもあり得るのだということを念頭に置きながら、これからの焼却場を建設していく方に向かっていくのだ、そういう理解でよろしいですか。

○（環境）金田副参事

そういうことも含めてということでご理解いただければと思います。

○大竹委員

◎新設焼却炉の規模について

私の方からは、最後の質問となりますけれども、これから新しくつくる焼却炉の規模について、お伺いしたいと思います。

それで、可燃ごみ全量が焼却処理でき、24時間稼働する焼却炉なのですが、これにつきまして、ごみ処理広域化基本計画の中ではどのように考えておるのかということです。

詳しい形には、まだ機種も選定されていないしということがあったにしても、今の出るごみ量を考えますと、どういう大きさの炉を何炉設けていくのが、今、全体のごみの焼却をするに当たって必要なのだ、そういうことが計画の中では当然議論されたことだと思いますので、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○（環境）金田副参事

ごみ処理広域化基本計画の中での焼却施設の規模でございますけれども、全体的に1日24時間で252トンを燃やす必要があると、こういう形になってございます。炉の中の数でございますけれども、24時間で84トンを燃やせる炉を3炉で252トン、こういう形で規模を考えてございます。

○大竹委員

以上で終わります。

○委員長

それでは、中村委員に移します。

○中村委員

◎廃棄物リサイクル対策について

それでは、一般質問で取り上げました廃棄物リサイクル対策について、何点か質問したいと思います。

一般質問の答弁で、市長から家電リサイクル法に関しまして、不法投棄の防止策について答弁があったわけですが、今年度から不法投棄監視員を2名配置すると。それから、その監視員でごみの適正処分などの監視や指導を行いながら、さらに監視カメラの設置なども検討しているということをお答えいただきました。なおかつ、この不法投棄防止対策については、今後とも一層強化をしていきたいということでありましたけれども、これにつきましては、新聞にも記事が載っておりました。かつ、今朝の朝刊には、不法投棄の状況が、昨日までの段階でいろいろ調べたということが載っておりますし、テレビでも確か昨日でしたか、ニュースで流していました。

そこで、昨日までの段階で、どういうものが不法投棄されているのか、その状況について、例えばタイヤだったら何本捨ててあったとか、そういう数字も含めて報告をしていただきたいというふうに思います。

○（環境）管理課長

ただいまの不法投棄の関係でございますけれども、4月の部分では、家電関係では、前に市長からご答弁を申し上げていますとおり136台、その他の関係もございまして、トータルいたしますと853台といたしますか、件数的にはそのように押さえてございます。

5月の部分では、家電関係では25台、それから、その他ということで327件といたしますか、そういうとらえをしてございます。

なおかつ、先ほどお話がありました、昨日の6月20日、銭函海岸の不法投棄の処理の関係でございますけれども、一般廃棄物が24トン、このほか、タイヤ、バッテリー、自動車等がございます。それらを含めまして、重量では出てございませんが、タイヤで申し上げますと414本、バッテリーで言いますと10個、自動車の関係は18台、家電関係で49台ということで処理をしてございます。

○中村委員

今、内訳をお知らせいただいたわけですが、小樽市も海岸沿いにずっと長い場所です。地域によって偏りというのか、そういうものがあるのでしょうか。札幌に近い方が随分多いとか、傾向としてどうでしょうか。それ

をちょっとお聞かせください。

○（環境）管理課長

ただいまの不法投棄場所の傾向といいますか、その部分では、やはり石狩湾新港側、それから銭函海岸という部分は多いのかなととらえてございます。

ただ、それが傾向なのかどうか、小樽の場合は、山もございませし海もございませるので、その辺は、海岸線で多いのかどうかとなりますと、私どもは実態としては正確には把握してはございません。

○中村委員

市長の答弁で、監視カメラの設置なども検討しているというふうにお答えをいただいているわけですが、監視カメラをもう少し具体的に詳しくお知らせいただきたいのですけれども、市内で大体どういう箇所に何箇所ぐらいに設置を予定しているのか、詳しく教えてください。

○（環境）管理課長

ただいまの防犯カメラといいますか、その設置の関係でございませけれども、今現在、私どもは3台の設置を考えてございます。

場所といたしましては、石狩湾新港方面に2台、それから、市内のところに1台というようなことで考えているところでございます。

○中村委員

監視カメラということなのですけれども、例えば素人考えですけれども、こういう不法投棄をする人なんかは、昼間の明かるいうちはそういうところに持っていかないのではないかと思います。恐らく、人の目の届かないところ、あるいは人の見えないところでやみに隠れてやるだとか、そういうことを考えるのではないかと思います。けれども、監視カメラ、それからまた、さらに監視員の2名でその辺を果たしてカバーできるのかどうか、そこら辺が心配なのですけれども、かなり難しいかなという感じもするのですが、どの辺まで効果があるのか、その辺の判断をちょっと聞かせてください。

○（環境）管理課長

効果の関係でございませけれども、現在、監視員を配置してパトロールはやってございませますが、やはり、不法投棄の早期発見といいますか、生活環境の保全というようなことの観点から、そういうカメラ設置をすることによって不法投棄の抑止ということで考えてございませして、できれば、そういう投棄者を特定して告発等の措置を考えていきたいなということも考えてございませるので、私どもといたしましては、こういうカメラ設置をするという報道等があれば、啓発関係は大きな効果があろうかな、このように考えているところでございませ。

○中村委員

不法投棄の早期発見と未然防止、抑止効果ですが、そういう部分に期待しているということであります。

ちょっと今、質問が変わるのですけれども、今年の3月にIT戦略本部でe-ジャパン構想を策定しております。この中で、環境分野の情報化について取り上げている部分があるのですが、これはご存じですか。もし把握しているのでしたら、その部分をちょっと教えてください。

○環境部次長

残念ながら、私どもとしてはまだ情報として承知してございませないので、今後、研究してまいりたいと思います。

○中村委員

それでは、私が知り得ている部分だけちょっと言いますけれども、まず3点あるのです。

それで、環境情報総合データベースの構築、これは環境省の所管になります。それから、2番目として人工衛星などを活用した環境モニタリングシステムの導入、これも環境省です。それから、3つ目として世界最速コンピュータによる地球環境変動予測の実現、これは文部科学省です。この3点を重点的に進めていくという方針を打ち出

しているわけです。

いわゆるITによる環境問題への解決、取組、これがいよいよ実現に向かって動き出したのかなという感じがしているのですが、この中で、環境モニタリングシステム、今申し上げたのは、今動き出した、これからに向かってということなのですけども、これまでの環境モニタリングシステムというのは、国だとか地方自治体が定めた基準値が遵守されているのかどうかというのを監視することを主な目的として論議されてきたというふうにとらえているのですが、今申し上げたようないろいろなITやなんかの進展の中で、時代背景がどんどん変わっている。大きく変化してきたというふうに思うのです。これからは、ITの効用を十分に活用した環境情報といえますか、環境モニタリングシステムの構築が、今求められているのだというふうに思うのです。

そこで、今、提言を含めてなのですけども、IT技術を活用した新しいタイプのシステムが注目されているということで、小樽市もぜひその辺を研究されて、導入していくべきでないかなと思うのです。

今、この辺の新しいモニタリングシステムについて、所管の方ではどうですか、何か情報として掌握しておりますか。

○環境部長

人工衛星を使って環境モニタリングという話は、詳しくはちょっと今覚えていないのですが、先日、新聞で読んだ記憶があって、確かどこかで実験的にやってみようなお話だったような記憶をしています。

それで、先ほど次長も言いましたように、具体的にどういう形になるのかということは、ちょっとまだ私の方で承知しておりませんので、今後、どうかということについてお答えできないのは大変申しわけないのですが、先ほど次長が言ったように、調べて、どういう内容かは調査してみたいと思っていますので、そういうことで一つお願いしたいと思います。

○中村委員

人工衛星ということで、随分飛躍したような質問だったかなと思うのですが、実際に、これはGPS、グローバル・ポジショニング・システムですか、アメリカの人工衛星を民間用に提供されているものを使ってやるということだろうと思うのですが、それでは、これについてはちょっと今触れません。

今、小樽市でも、これは実用できるのではないかなというふうに思われるものが実はあるのです。

一つは、携帯情報端末、いわゆるPDAです。これを活用した不法投棄監視システムを小樽市でも導入したらいいのかなと。つまり、PDA、携帯情報端末にGPSとデジタルカメラ、そして、簡単な状況報告のためのアプリケーションソフトを搭載したものなわけです。これを、さっきおっしゃっていました不法投棄監視員2人に持たせて、それで、例えば不法投棄を発見した場合に、発見した状況を即座に報告をする。

例えば、物によっては、現場の人だけで判断できないような場合がありますが、簡単な冷蔵庫だとかなんとかなら、それはわかるでしょうけれども、そうではなくて、不法投棄されるものの中には、いろんなものがあると思うのです。その辺で、こういった不法投棄にはどういった対応をしたらいいのかという専門家の判断を要する場合も、中にはあるのではないかなと思うのです。

本州でもいろいろありましたね。島全体に何万トンでしたか、どこかの島に相当大量の不法投棄がされたというようなケースもありますし、あるいは、現場の人だけではなかなか判断のつかない処理の仕方を専門家にすぐさま要請しなければならないというような場合の助けに、この携帯情報端末のシステムというものを導入したらどうかというふうに思うのです。

この辺の情報を把握していないのだったら、ちょっと答えようがないと思うのですが、これが一つです。

それからもう一つ、次に行ってしまいますけれども、マニフェストシステムなのです。今現在、紙によるマニフェストあるいは電子マニフェストシステムというのが使われていると思うのですが、これ以外にICカードをマニフェストシステムに入れたらどうかという考え方なのです。先ほどのPDA携帯情報端末を使うというのは

不法投棄への迅速な対応という考え方なのですが、このICカードマニフェストシステムを利用するというのは、いわゆる未然防止という考え方で非常に有効ではないかというふうに思われるのです。

このICカードによるマニフェストシステムというのをご存じか、それとも検討されているのか、これはどうですか。

○環境部次長

ちょっと突然の質問なものですから、お答えのしようがないのですが、確かに今、国の方でマニフェスト制度をより厳格に、また迅速に進めていく、正確に進めていくという中で、こういったICカードの用紙ができないのかどうかということの検討をされているということについては、私どもも今情報としては一応聞いてございます。

ただ、具体的な方針もまだ国からも出ていなというふうに考えてございますので、今後、そういった動向を見ながら対応をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○環境部長

先ほどの人工衛星ですか、あれについては、確か衛星通信で不法投棄防止ということで、適正処理監視システム導入して、これからやりたいというのは、確か岡山市でそういう実験をやろうとしているということは新聞報道で知っています。

ただ、これは今始まったばかりということと、それから、先ほど携帯を使ってどうかというお話ですが、先ほどから次長も申し上げていますように、どういうシステムで、どういうふうな方法があるのかということも、我々はまだ研究していませんので、これらをあわせて、不法投棄については我々としても何とか防止しなければならないと思っています。それで、国の方もいろいろな方策を考えていますので、それらの動向を見ながら、不法投棄の防止強化ということを図っていきたいと思います。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結いたします。

市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

◎教職員の休憩時間・休憩時間の取扱いについて

まずは、教育委員会にお尋ねいたします。

代表質問の中で、学校の休み時間の教職員の行動について若干お尋ねして、それに対しまして、教育長のご答弁では、子どもたちといろいろな主張が異なっているものであるという認識でいるだろうと思います。今後も、校長会を通して指導していくということではございましたけれども、現状において、息子が小学生なのですが、小学校の現状をお伺いいたしますと、やはり教員の間において格差が相当にある。ある先生に関しては、休み時間は子どもたちと一緒に教室にいる、ある先生は職員室で休憩しているのが当たり前、そういうような態度で休み時間を過ごしている教師もいる。その格差について、子どもたちはたまったものではないです、先生を選べないわけですから。その格差については、教育委員会の方ではどのようにお考えなのでしょう。

○（学教）指導室長

例えば、休み時間中の教員の指導にかかわってですが、先日来の質問の中でも教育長の方からご答弁いたしておりますけれども、教師の指導の手を離れまして、子どもが自主的に、生徒同士で触れ合う中で社会性を高めしていくという点では、重要な時間と思っておりますが、一方、やはり教師の指導のもとに適切な指導が行われませんと、事故等のことも考えられます。

そんな中での今のご質問かと思いますが、教員の方の対応にかかわりましては、具体的には、この間、安全指導

にかかわりまして、学校それぞれの状態によりますけれども、各当番を置きまして、校内外の安全指導、けがに対する指導、あるいは昨今問題になっております学校外からの事故等を懸念しての対応、そういうものについての対応をしておりますし、それから児童・生徒の目からは少しわかりづらいかと思いますけれども、例えば、理科の実験がありますと、その後始末をしなければならないというような点、さらには、次の時間の準備、また、緊急に指導にかかわる準備等あろうかと思います。

ただ、ご指摘にありましたように、一方では、今、子どもたちの社会性が十分でないということから、遊び等の中に教員の指導がなければなかなか集団の中に入っていけないというような子どもがいることも各学校で承知をしておりますので、そういう面について、なお一層指導が徹底するように努めていく覚悟でありますけれども、格差につきましては、子どもそれぞれが自主的に過ごすことがメリットの場合もありますので、その状況を十分に見ながら、さらに事故にかかわる防止等にもかかわりまして、今後、一層指導の充実を図る方向で指導してまいりたいと考えております。

○松本（聖）委員

もう言い古されているのですけれども、例えば、いじめの問題です。

授業中にいじめを受けるというのは、僕はわからないですね。見たことないわけですし、教員が目の前にいるわけですし、あるいは休み時間にいじめがある。こういう時間に教員の目の届かないところで行われている、そういうような問題になるわけです。だから、学校としては承知していなかった、そういう言葉が返ってくるわけです。

そもそも休み時間、教員の方々は、それは勤務時間ですか。僕がお聞きしたところによりますと、休み時間をまとめて前と後ろに持っているので、通常の授業と授業の間は勤務時間内なのだと。これは労働基準法で言うところの休息等の時間には該当しないのだという話なのですが、ここのところもう一度確認させていただきませんか。

○（学教）総務課長

教員につきましては、休息につきましては15分ずつ2回、それから休憩時間につきましては労基法で言うところの2時間以上の場合、45分という形になっています。

それで、一般的休憩時間につきましては、勤務時間の終わりの方に持ってきているということになってございます。

○松本（聖）委員

そうですね。それで夕方電話するといない教員の方々もいらっしゃる。用事があって学校に電話したら、もう帰りました。勤務時間内なのですよ。ただ、休息时间、休憩時間だというだけで。驚きの話ですよ。

お昼休みに外出して何が悪いと言われれば、それまでなのですから。普通の会社の感覚で言えば、お昼休みを最後に持って行って早帰りというような状況なのですから、これはどう思いますか。帰っていいのだと。帰ってしまって自宅研修ですか、それ。

○（学教）総務課長

休息時間は勤務時間に含まれる拘束時間でございますが、休憩時間につきましては、非拘束時間という形で本来自分の自由な時間といいますか、そういう扱いになっています。

○松本（聖）委員

僕も民間の会社を知っていますけれども、お昼休みであっても、通常、食事とか、大概、勤務規則ですとか、そういうものには、外出の場合は所属長の許可がいると書いてあるわけです。教職員の場合は、そういうことはないのですか。

○（学教）総務課長

この定めについては特にございませんが、昭和63年なのですが、道教委から通達が出ておりまして、ここの部分につきましては、休憩時間については非拘束ですが、休息時間の部分につきましては、特に校長先生が服務に支障

がないと認めた場合には、出退勤といえますか、出退勤とイコールになることもあり得るというのは通達が出ております。

○松本（聖）委員

どちらにしても今の話を総合しますと、授業の間の休み時間というのは当然勤務時間であって、彼らの職場というのは教室なのですね。職員室も職場かもしれないけれども。本来の学校の先生という職域、職場としては教室という認識なのですが、どうなのでしょう。

○教育長

休憩・休息のことでありますが、休憩時間を朝の早いときに持って、それでもって出勤時間を遅らせてよいというようなことは是正されなければいけませんけれども、休憩時間は、拘束を外れるということはやむを得ないことと考えております。

また、小学校と中学校を比べますと、小学校の方が過酷な状態になっておりまして、どの学校についても1年生から6年生まで担任がおりますと、余裕のある教員は1人あるいは2人程度でございます。

そして、昼休みには当然学校給食というようなことでの児童への指導ということもありますので、かなり勤務拘束が多く、中学校の方は教科担任制ですので、副担任がいたり、教科の余裕時間がありますが、小学校の担任は、すべての時間、自分の教室ににいるということで、そのことについての配慮といえますか、校長としての判断もやむを得ないところがあるのではないかというふうに考えております。

○松本（聖）委員

さらに、休み時間の使い方について、お聞きします。

昼休みというのは、長い時間ですね。先ほどの時間の割りふりからいって、これも勤務時間の中ですね。お昼休みを後ろに持って行って、早く帰ってしまうわけですからね。そのお昼休みの時間に教員としての仕事以外のことをしているという話を、これはごく一部の学校ですけれども、伺っておりますが、これは事実なのでしょう。

○教育長

学校教育法の関係の中で、授業終始の時間は、校長が定めとなっております。昼休みというのは、教育委員会としては、もう少し時間がほしい。給食時間が僅か15分か20分の中で食器までの処理をやっている。それを除きますと、本来の昼休みの時間というのは15分程度で、子どもたちが昼休みに伸び伸びとする時間も少し削られているのではないかという判断がございます。

相対的な授業終始の時間を決める中で、昼休みをどういうふうを考え、どういうふうに給食時間を有効にとるかということは学校教育上の課題だと、私どもはそういうふうに考えております。

○松本（聖）委員

教育的な問題を見ていると、休み時間に教職員が何をしていたかということ。本来の教員としての職務以外に、具体的にいますと組合活動です。これをやっている方々がいると聞いているのですが、それは事実として把握していますか。

○（学教）総務課長

そういう事実につきましては、把握しておりません。

○松本（聖）委員

現場でも聞いてみたのです。ある校長経験者が、実際にやっていると。勤務時間中に組合活動をしていますから、調査してみてください。組合活動自体が悪いことだとは言わないですけれども、勤務時間中でしょう。これは処罰の対象になるのではないですか。どういう認識ですか。

○学校教育部長

確かに、教員は与えられた職責について、与えられた勤務時間の中で全うするというのが、教員の本来の仕事で

ございますので、それから外れるものについては、やってはならないわけでごまいして、法的にいけますと職務専念義務の違反に触れるおそれもございますので、そういったことは好ましいことではございません。

したがいまして、今そういったご指摘もございましたので、私どもといたしましては、校長会を通じて実態について把握をするとともに、改善すべきものがあれば、また、改善をしてまいりたい、そのように考えております。

○松本（聖）委員

子どもたちと接する貴重な休み時間を、自分たちの都合で組合活動なんかに使っていただきたくないのです。

これはOBであるという方の意見ですが、教えていただいたことなのですけれども、実際に自分が現職だったときに、そういうことが行われていたという証言ですから、直ちに調査していただきまして、ご報告をいただきたいと思います。

それに対して、職務専念義務違反に当たるのであれば、何がしかの処分を検討いただきたい、そう強く求めます。いかがですか。

○学校教育部長

今の件につきましては、校長会を通じて調査をいたします。

○松本（聖）委員

校長会を通じてということですが、教員の質の違いといいますか、個々人の質の高低というのはどうしてもありますから、それと意識の違いですね。

先ほども申しましたけれども、児童・生徒は選べませんから、そういうところを十分認識していただいて、教職員に対する教育を徹底していただきたい。質の悪い先生に当たった子どもはかわいそうです。くじ引きみたいなものでしょう。くじ運の悪かった生徒は、そういう目に遭うのです。十分認識してほしいと思っています。

◎新焼却場の建設に係る諸問題について

次に、新焼却場の建設に係るところの問題でありまして、昨日、本年の1定における答弁の修正が行われたわけでありすけれども、我々市民クラブは、一連の事務処理の中から不明な点、おかしい点を洗い出しまして、その中で、皆さんがぱっと見て、一目で見ておかしいぞと、だれが見てもおかしいぞと思う例を数例挙げて質問をさせていただいていたわけでありす。

その質問に対して答弁の修正が行われたわけですが、ほかにもたくさんの不明点がある。たくさんの事実と違うところがあるわけです。

この際ですから、実際どうだったのか。僕はこう思うのです。全都清の方に何って調査に行きまして、その中で全都清の職員の方々が非常に真摯にといいますか、小樽市のために積極的に仕事をしていただいているという印象を受けました。彼らの言っていることが真実であるという印象も受けました。

彼らが言うには、物すごくきつい日程だったのだ。だから、事前に作業をすることもやむを得なかった、こう言っておりました。

そうだと思います。皆さんも小樽市のために新焼却場をつくる、それを早くつくりたいという一念のもとに、小樽市民のためだという皆様方の良心のもとに、こういう作業が行われたのだと思っておりますから。よく解釈して下さいよ。

ですから、実際どうだったのか。実際どういう仕事の流れを、本当はどうだったのか、それを一度洗い直してほしいのです。文書から受け取る疑問を払拭していただきたいと思うのですが、そういう作業というのはできませんか。

○環境部長

1定の予特の中でも、市長からもご答弁をさせていただいていますように、確かに、松本委員もおっしゃっていますように、日程が厳しいといいますか、日程のない中で、急いでやっていったということは事実でございます。

そういう関係の中で、事務処理上、ちょっと拙速な部分があったのかなというふうには今認識しております。

今、もう一度洗直しということでございますけれども、洗直しもさることながら、今までの適切を欠いた処理の仕方とか、そういうことは、今後は正して、きちっとしたといいますか、適切な事務処理をしていかなければならないということは肝に命じておりますので、昨日の報告の中でも言いましたけれども、十分緊張感を持って、その処理に当たっていきたいということでございますので、一つご理解をお願いしたいと思います。

○松本（聖）委員

今後そうしていただくのは当たり前のことでして、一連の流れを、同じ日の日付が打たれた文書というのがいっぱいあるのです。

例えば、1日に出したものが1日に受け取られているとか、10日に出したものが10日に受け取られているとか、後から書き込んだとしか思われなようなものが山ほどあるのです。実際は別な日に受け取っているはずだし、別な日に出しているはずなのです。そのところを、いや、ないと思います。今回修正していただいた答弁以外の文書で、そういう疑問のところが環境部の皆さんは1枚もないと思っているのかどうなのか、そこをちょっと確認させてください。

○環境部長

ですから、1定の議論の中で、確かに、10月2日の収発件名簿の記載だとか、それから旅行命令簿の記載の方法だとか、そういうご指摘は確かにありました。

それらについては、先ほどから言っていますように、適切さを欠いた処理の仕方ということは我々は認識していますので、ただ、こういう言い方をしたらまたちょっとおしかりを受けるのかどうか知りませんが、往々にしてというのは余りよくないことなのでしょうけれども、処理の中で、確かに、そういう不適切な部分はありましたけれども、それらを反省して、今後やるのは当たり前だとおっしゃっていますけれども、我々としては、今後十分、その点に気を引き締めて事務処理を進めていきたいということで申し上げますので、その辺は一つご理解をいただきたいと思っています。

○松本（聖）委員

表面上、体裁を整えなければならないという気持ちはわかります。書類に日付が合っていないなければならないだとか、わかります。

ただ、極めて日常の繁雑な業務の中で、例えば、判こを押すのを忘れて後から押したとか、日付が抜けていたから後から書き込んだとか、日常茶飯事どこの部署でもあると思うのです。それを体裁を整えてうそを書いてはいかんとするのです。事実をそのまま書けばいいじゃないですか。どうしてこうなってしまったのか。理由をきちんと書いておけばいいわけです。ほかの部の方々はそう思いませんか。そこでその文章をつくる必要はないと思います。余計おかしくなるじゃないですか。1回うそを書いてしまったら、それを正しいものにするためには、派生してどんどうそが重なって行って、今回の環境部の事件になってしまったのですから。事実をきちんと書いて、それが規則から外れてしまうかもしれないけれども、外れた理由をはっきりさせる。それが本当の正しい事務処理なのではないかと僕は思うのですけれども、どういふものでしょうか。

○環境部長

事務処理は、全くそのとおりでございます。私も何も急いで合わせて書く必要はないというふうに思っています。

そういう意味では、昨日もご報告の中で申し上げましたけれども、適切な処理をしていなかったということは十分に反省しておりますので、その反省を踏まえて、今後は十分に注意していきたいというふうに思っていますので、再度、そういう気持ちでおりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○松本（聖）委員

巨額の予算を使う事業ですから、このたびの事業は百何十億という計画でしょう。市民一人ひとりの税負担とし

て物すごいものがのしかかってくるわけですから、肝に命じてやっていただきたいをお願いをしておきます。

◎紙の浪費について

次に、引き続き環境部です。

紙の浪費の問題なのですけれども、そこでほっとしないでください。

紙の無駄遣いが過ぎるぞという話を質問でさせていただきました。

何枚でしたか、すごかったですね、2億何千万枚。膨大な、どのくらいの山になるのかわからない、予測もつかないくらいの紙をこの庁内で1年間に使っているのだそうです。

それで極力その紙を減らして、磁気媒体等で文書をやり取りしてくださいよというお願いをしたのですが、何ともはっきりした答えが返ってきません。いろいろな資料をいっぱいいただくのですが、やっぱり全部紙です。1日2日で直るとは思われないのですけれども、やっぱり昨日も今日も出てくるのは紙なのです。しかも、きれいにワープロで打ってある。そのままワープロのフロッピーをくれればいいのに、わざわざ印刷してホッチキスでとじて持ってきてくれる、非常にありがたいことです。これを今日からでも何とかしていただけないのでしょうかね、

少なくとも、それを希望する職員・議員に関しては、磁気媒体等で資料を提供いただけるというようなことというのは、今すぐできないのですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○（総務）情報システム課長

磁気媒体での資料の提供でございますけれども、今、庁内では、庁内LANの整備ということにあわせて、パソコンの使用ということで職員の研修等も従前より回数を多くして進めております。

そういった中で、情報共有と、それから受け手の側の情報活用能力、そういうリテラシーの向上、その中で庁内のそういう情報共有、デジタル媒体でのデータのやり取りも庁内LANを進めていく中で、メールの使用、それからデータの共有、情報の共有ということを進めていく中で、進んでいくのかなというふうに考えております。

○松本（聖）委員

それを待たずにできることがたくさんあるでしょうということです。自分の机の上にパソコン乗っかっている人、この中にもたくさんいるじゃないですか。常時、自分のデスクの上にノートパソコンなり上っている方、何人いらっしゃいますか。ちょっと手を上げてもらえませんか。ほら、こんなにいるんですね。使っていますよね。飾っておくだけなら邪魔だから、だれかほかの人にに使わせてくださいよ、貴重な財産ですから。

皆さん使っているはずなのです。その方々に関しては、私もそうですけれども、ここにもたくさん持っていっぱいやる。

カシャッと入れれば見れるわけです。ここにある書類、10枚ぐらいとじたものですが、全部きれいに打ってあって、手書きの文書なんて一つもないのですが、これだって大した情報量ではないですよ。これをフロッピーでいただけないですかねという話をしているのです。今すぐできるではないですか。それが庁内ランがどうだとか、整備ができなければだめだとか、自分の教育が徹底しなかったらできないとか、そういうことではなくて、今すぐできることは今すぐやりましょうよということを言っているのに、何か答弁がはっきりしない。できるかできないかだけ言っていただければいいのです。

○総務部次長

今、課長が申し上げましたのは、いわゆる小樽市役所の中の庁内の整備について申し上げたのですけれども、理事者側と議会の議員さんの皆さんとの間の情報の共有ということに関しまして申し上げますと、議会側から正式な要請があって提出する資料というものが、まず一つの原則的なことだと思うのです。

ですから、そういうことを考えますと、個々人にだけフロッピーをお渡して、他の議員さんがそういうもので見れないということでは、また、いろいろ困ることもあります。いわゆる皆さんが共通して議論のやり取りをするときには、例えば、この議会の場ではあっても、同じ紙という一つの媒体でもって目にして議論した方がいいという

こともありますでしょうし、ですから、そういう意味では、公式的な資料としてのやり取りということを考えますと、やはり今の段階では紙による資料の提出とか、資料のやり取りとかというのが、まだ、今の段階ではいいのではないかなというふうに思います。

ただ、今後の議会のあり方として、私の方から申し上げることではないかもしれませんが、例えば各委員会室の中で、皆さんがそれぞれパソコンを委員会席の中に持ち込んで、そして私どもがそれをフロッピーディスクの中に情報を入れて、そういったものを提供して、それで皆さんがパソコンの中を開いて委員会の中で質疑をしたリというような、そういう時代というようなことがあれば、それはお互いに委員のサイドも理事者のサイドも共通した形でもってやり取りができると思いますけれども、そういったようなことを考えますと、一部の方だけにフロッピーでお渡ししてということには、まだちょっとなりにくいのかなと。そういうような状況が、今、議会と私どもの間にあるのではないかなというふうな形の中で、今すぐにでもできるのではないかなというご質問に対しては、今の段階では、そういうことしか申し述べられないというような感じでございます。

○松本（聖）委員

役所というところは横並びが好きなんだな。

委員会の中なり議場なりにパソコン持ち込んでいって、きっと近い将来はなるでしょう。でも、今はならないわけだし、今回の庁内ランの整備にしたって、各議員の控室には引かれる予定のない最先端整備ですから。うちにも入れてよと思うのですが。それ以外のものというのめたくさんあるではないですか。皆さんにお渡ししなければならない資料、議会資料以外にも。共通に討議に使う資料は、現段階では無理だと思うのです。それはできない。それをフロッピーでもらったって、機械を持ち込めないのだから。持ち込めるか持ち込めないかという議論にすらなっていないのですが、持ち込めないわけだから、それを紙にして持ってこなければならぬのです。必要だったら紙にすればいいわけです。でも、それはしょうがないです。今の次長のおっしゃるとおりです。

だけれども、そうではないものもあるわけです。僕が今ここに持っている資料は、皆さんの手元に渡っているわけではないのです。ただ僕の勉強の資料です。こういうものにまで紙を無駄遣いしてはいけませんよということを言っているのです。例えば、いただいているので、それならできるのではないですかと言っているのです。それについてまとめてください。

○総務部次長

資料のやり取りというのは非常に難しいところがございますので、私どもとしても、できるだけ提供できるものはもちろんさせていただいております。

そういう中で、今、松本（聖）委員から、いろいろ利便性だとかということの観点からのご提言だと思いますので、ちょっと研究はさせていただきます。

ただ、資料というのは、できるだけ各議員の皆様がそれぞれ共通にお持ちになるというのが、私どもとしては非常にベターなことだと思いますので、そういったことから、まだ今の媒体の考え方の中からいくと、紙でご提供をさせていただいた方がいいのではないかなと思っているわけですが、それはちょっと研究をさせていただきます。

○松本（聖）委員

できるだろうと言っているのは、この前の例規集のCD-ROM化の話があったから言っているのです。あのときに、我々は、どっちがいいですかと聞かれましたよ。CD-ROMがいいですか、紙がいいですかと。

たまたまうちの会派においては、検索もできますし、CD-ROMの方が便利ですよ。それだけで結構ですと言ったのだけれども、そうはいかなかったものだから、それでは両方くださいと言っただけです。

できているじゃないですか。相手によってアナログの情報なのかデータの情報なのか、実際に今も使い分けているのです。

だから、実際に皆さんがやっているのだから、共通の情報でなかったら提供できないということにはならないでしょう。それでなかったら、はなから両方来たら、今の実務の領域からいえば、どっちがいいですかなんて聞かれたこと自体がおかしい話でしょう。違いますか。

○総務部長

ただ、そういう意味でも、例規類集のデータベース化というのは、ある意味では汎用性というか、対象が広いということと、それから、情報の共有化ということでは非常に効果があるということでやらせていただいているわけです。

ただ、ある意味では、我々は、一つのメモでお渡しするにしても、正式なものにするにしても、情報管理上の問題もありますので、いわゆる、今のようなオフシャルなものについては、我々はCD-ROMとあとは紙ですけれども、そういう形、どちらかいい方を選んでいただくという、そういったお願いもしてリクエストにこたえたというふうな形もございますけれども、そういう意味では、何と言うのでしょうか、個々人レベルのそういった要求に対してフロッピーディスクでお渡しするということが果たして、我々もまた逆に言うと管理上の問題としてどうなのかという問題もありますので、その辺のことも含めまして研究させてください。

○総務部長

確かに、松本（聖）委員からのお話ですけれども、技術的には、いろいろな資料でフロッピーディスクに組み込んでお渡しするということは、今の時代は可能ではないかと思うのです。

ただ、我々も今、いろいろな庁内のパソコン関係の整備だとか、それから、職員がいかに習得していくかというところの兼ね合いからいきますと、担当者あるいは担当課長のところだけで見て、それが果たして議員に渡せるかどうかということもありますし、やはり、それより上司の理解だとか承認も得ながらお渡ししなければならないという場面もありますので、そういうことからいくと、今、必ずしも職員すべてがフロッピーディスクによって見れるような状況には残念ながらありませんので、そういうことからすると、やはり今の段階では、まだ紙による打ち出しによってお願いせざるを得ないかなというふうには思っております。

○松本（聖）委員

その辺の認識が私は欠けていたのですね。公文書の扱いのペーパーレス化について。これもワープロソフトで見たいとか。これが皆さんのところをぐるぐる回って決裁を受けているなんて、決裁ではなくて、確認を係員から長まで受けているとは知らなかったものですから。わかりませんでした。本当にそうしていたのですね。私たちの手元に来るすべての紙切れが、きれいな資料が全部そうやって決裁を受けた後に渡されているものだということを僕は知りませんでした。

そうなのですか、ほかの部の方にも聞きますけれども。

○総務部長

私が今申し上げましたのは、お渡しする資料によって、内容にいろいろなものがありますけれども、担当課長なり上司の承認を得てやっていくというのは、必ずしも一つ一つそれが決裁文書でやっているかどうかということは別にしまして、やはり上司の承認を得た上でお渡しするというのが今までのやり方でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○松本（聖）委員

ささいなことからお願いします。決裁も要らないようなメモ書きのような文書、それでも、きちんとワープロで打ったものを出してきている。役所なのですから。1枚でもいいですから節約してください。フロッピーでくれたら返しますから、コピーをとったら返します。

ここにいる人、みんな1日1枚節約してごらん下さいよ。年間何千枚というのが節約できるわけでしょう。そんなことからやってくださいと頼んだいるのですから、できないできないと一点張りじゃなくて、できないことをお願い

いしているわけではないですから、もうちょっと前向きにご答弁いただきたいなと思います。お願いします。

やりますと一言言ってくればいいですから、別に今日からやれというわけではないです。早急にやりますと言ってくればいいのです。

○総務部長

ぜひとも事務の合理化は当然求めなければならないことですから、そういう面で、やはりいろいろな環境問題だとか書類関係も守っていかなれないということになりますので、そういう意味から機械化も図って行って、なるべくペーパーレスの時代に向けてやっていこうという努力をしている最中ですので、今後とも、そういう面でできるだけペーパーレスに向けて努力していきたいというふうに思っております。

○松本（聖）委員

ほかに聞きたいことがたくさんあったのですが、時間も時間でございますので、今日は、これにて終了させていただきますと思いますが、早くやってくださいよ。明日からでも挑戦してください。お願いします。

○委員長

市民クラブの質疑を終結いたしまして、公明党に移します。

斉藤（陽）委員。

◎税財源の移譲問題について

○斉藤（陽）委員

市町村合併に関連をいたしまして、一般質問の関連でお伺いをいたします。

確認事項の税財源の移譲の問題について、お伺いをいたします。

財政問題は非常に難しいものですから、間違いがございましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず、本来、地方交付税という考え方ですが、地域の経済面の格差等で税源が減少をしている。このことから、税の徴収のみに任せておいては地域的に格差が出るということで、いったん国税としてプールをして、それを地方交付税で再配分をするなど、各地域にバランスよく配分しようと、こういうシステムだというふうに理解をしておりますけれども、現在の問題というのは、国と地方の役割分担、地方分権等でそういう役割の分担が変化してきている。そういったものに沿って、このシステムの割合の分担比率を再検討しようというものだと思うのですが、単純に交付税を削減して、国の台所も厳しいということで交付税を削る、そのかわりに地方財源というものを増やす、そういうプラス、マイナスという足し算、引き算というような、そういう単純なものではないというふうに理解をしているのですが、まず、この点の認識を確認させていただきたいのです。

○財政部長

今、お話がありましたように、最近の小泉内閣の中での地方交付税削減というものと、今お話のありました地方分権、権限移譲に伴っての税財源の不調というものとは、若干ニュアンスが違うのだらうと思います。

それで、地方と国との役割の中では、税財源の問題というのは以前から議論されてきている問題でございます。

その中で、お話のありました地方分権というものが一つの契機になって、税財源をどうしようかという形になるのですが、これが明確になされてきていないという経過の中で、今回、国の方での地方交付税の削減という話が出てきていますので、その辺がなかなかリンクされていないというのも、また一面あるだろうというふうに思っています。

○斉藤（陽）委員

市長からいただきました一般質問の答弁では、いわゆる税財源の地方移譲ということ、あるいは自主的に運用できる財源の確保というものが必要であるというご答弁をいただいているわけですが、税目的に、いろいろ地方税といいますか、市町村民税とか固定資産税とか、いわゆる一般財源と、それから目的財源といいますか、事業

所税、入湯税、都市計画税とか、いわゆる目的財源等がございますけれども、自主的に運用できる財源の確保というものは新たに何か考え得ると、そういうものが必要だということで受け取ってよろしいでしょうか。

○財政部長

代表質問のやり取りの中では、合併に伴っての財源の問題という形で答弁をさせていただいたのですが、それには、国の方でも考えています補助金なり合併特例債であるとか、いろいろな財政的な支援というものは一つあるわけです。

そういう中で、当然、合併に伴う業務量の増大なり、その関係の中では財源が要るだろうと。要するに何にでも使える財源、それが税の移譲なり、一般的な普通交付税の増額なり、そういう関連が必要だろうという中での答弁なわけです。

今、お話がありました新しい税目を何か考えるのかということですが、これは大変難しい問題でございます、やはり今、全国的にも、そういう中で、横浜の例もありますけれども、新税の創設というのは大変なことだと思います。ですから、私どもは、今ここで何か新しいものを考えていくのだというようなことにはなっていないというのが実情です。

○斉藤（陽）委員

今、市町村合併に対する財政支援の部分のご答弁をいただいたのですが、国の市町村合併に対する支援策の中で、普通交付税額の算定期間の減少だとか、合併関係の市町村からの公債費期間の是正のための起債制限比率の全国平均を超える合併市町村についての特別交付税措置だとか、いろいろ難しいことがうたわれているのですが、この辺について、いわゆる市町村合併に対する財政支援というものは、おおよそどのような国の考え方なのかご説明をいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

私どもも、まだ余り細かいところまでは承知してございませんけれども、その時々にはいろいろメニューも触れてくるのですが、当初言われていたのは、合併後の交付税の額を10カ年は保障しましょう、その後は5年程度かけて激変緩和ということで、どうしても全国的にいきますとベース的に大きい規模の自治体になりますので、下がってくるということは考えられるので、そのような措置があらうかと思います。

そのほかに、まちづくりのための建設事業に対する財政措置などがありまして、これは特例債を起こすわけですが、そのための財務償還に当たっての交付税措置をするというようなものでございます。

特例債については、このほかに基盤造成に対する財源措置というようなものもございます。

あとは、最後までわからないのがありますけれども、例えば、17年の3月までに合併を行った団体に対する特別交付税措置、そういうものもございます。

まだあるのでしょうかけれども、大体主なところとしては、そういうものを承知してございます。

○斉藤（陽）委員

今、いろいろ伺いますと、いわゆる普通交付税額についても、算定期間の延長とか、あるいは合併関係の公債費期間の是正措置、これは特別交付税の措置ですが、いわゆる地方交付税にかかわるものが非常に多いのですが、これから今、地方交付税の見直しということで大きな変化が予想されるわけですが、それによって合併の支援策が影響を受けるというか、変更になるという、そういったことは今後心配というか出てこないのでしょうか。

○財政部長

今はまだ、国税の削減についてはまだまだ一般論の段階ですから、個々に具体的なものを申し上げられないわけですが、総論で言わせてもらおうと減らそうということですから、各地方自治体には影響は出てくるだろう。

ただ、合併後、一部にはそういう交付税との絡みの中で、やはり大変厳しくなっている財政を改善するためには、

一つは行政を大きくして効率的な運用をしてもらおうと。その結果として交付税も削減されていくのだろうという考え方も一部ありますので、ですから、それでは、どれが具体的に削減されてくるというものはちょっと申し上げられませんが、総体的には、そんなような方向になってくるのかなとは思っております。

○委員長

秋山委員。

◎出産・育児一時金の貸付制度について

○秋山委員

まず最初に、第1回定例会で、うちの方の党から質問いたしております出産・育児一時金の貸付制度に関して伺いいたします。

第1回定例会の答弁は、6月に全道的に国民健康保険の会議がありまして、それを受けてお答えいたしますというような返事をいただいておりますので、その後の動きをお願いします。

○（市民）保険年金課長

ただいまのご質問でございますけれども、第1回の定例会議があって、市長以下、市民部長からそのようなお答えをさせていただいておりますが、その後、北海道国保連合会におきまして、道内の全市町村に意向調査をした結果を踏まえまして、6月12日付の文書でありますけれども、私の方に、調査結果を踏まえた13年の10月1日から実施に向けまして、今、規程の整備をしているということで通知がございました。

そういうことで、小樽市の国保といたしましては、この事業を活用した中で、お客さんにご利用をいただきたいというふうに考えておりまして、詳細の取扱いが決まり次第、連絡が来次第、管理者の方には通知をして周知をしてみたい。

それから、ただいま6月の時点で、今こういうような意向でございますけれども、7月に理事会がありまして、その中で最終的にということなのですけれども、方向性としては間違いがないと思っております。

○秋山委員

この7月の理事会を受けて、もしも決定した場合、市民に対しての告知というのはどういう形ですのでしょうか。

○（市民）保険年金課長

ただいまのところは、「広報おたる」等を通しまして、あと、時期的には間に合わないと思いますけれども、今のところは「広報おたる」をメインで考えてございます。

○秋山委員

ありがとうございます。

◎子育て支援センターの活用について

次に、子育て支援センターに関連してお伺いいたします。

子育て支援センターは、たくさんのお母さん方が活用されていらっしゃるという状況をお聞きいたしまして、大変うれしく思っております。さらに、そのことを踏まえまして、必要度の高い施設なのだろうなということもまた改めて感じております。

答弁の中で、エンゼルプランで20年末までに建設するものを前倒しして建てたので、その後の予定は現在ございませんというような答弁をいただいております。

けれども、しかし、子育てにとっては重要な事業と認識しており、今後、保育所機能を活用した子育て支援のあり方等について検討してまいりたいというふうに答弁をいただいておりますが、その部分を具体的に説明願えればと思います。

○（福祉）児童家庭課長

子育て支援センターの件でございますけれども、これについては、少子化の特例交付金で、12年度につくって13年の4月1日からオープンをして、今、委員が言われたように大変好評で、市の状況を考えますと、奥沢地区ですので、利用者のことを考えると、ほかの地区にもあった方がいいかなというふうには考えています。

それで、これからは建物の施設をつくるということではなくて、当然、今、既存の保育所も含めて、その施設を活用した中で、こういう機能を付加してできないだろうかということで検討しておりまして、その中には、当然、今後整備になります仮称新赤岩も含めて考えておりますけれども、そういうことで、既存保育所の機能を生かして、そういうことをしていきたいのだということでのご答弁でございます。

○秋山委員

既存保育所の施設を利用して、子育て支援という部分はちょっと厳しい現状かなと思いますが、新規の保育所建設にあわせてという部分では、具体的にどのような考え方なのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

奥沢では、子育て支援センターということで施設を新しくつくって専用施設をつくったのですが、専用の施設を持たないで、要するに、今ある保育所を利用して、そういう機能を持たせていきたいということでございます。

ですから、仮の話ですけれども、今これから着工する赤岩についても、子育て支援センターということで専用のスペースはつくる予定はございませんので、今、既存の保育所でいろいろやっている機能、例えば、奥沢では園開放といまして、保育所全体を地域のお母さん、子どもを含めて開放して、日にちを決めて、時間を決めて来てもらっているのですが、そういうことは当然、今の既存の施設でもできるわけですから、そういうようなこととか、相談業務とか、いろいろできる機能をやっていきたいということで、改めて奥沢みたいな専用の建物をつくることなしにやっていきたいということでございます。

○秋山委員

働いていないお母さんを対象にしての子育て支援という部分で、今後、新しく建設予定の保育所などを活用して一日も早く実現していかなければと、そのことはお願いいたします。

◎待機児童問題について

続きまして、待機児童に関して伺いいたします。

昨日付の新聞によると、男女共同参画会議が子育て支援に関しての支援策に関する最終報告を小泉首相に提出したのです。今後、首相は、これはくらしの構造改革だということで、一つは子育てができる男女共同参画社会を実現していきたいということで、今後、15万人の待機児童解消へ向けて進んでいきたいような内容の記事が載っていましたが、小樽市には、今現在、待機児童というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

最新の数字で6月1日現在ですけれども、保育所を全部合わせまして、全員で19名の待機児童がいる状況でございます。

○秋山委員

待機児童の多い保育所というのは、地域的にどんな部分なのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

具体的に言いますと、一番多いのがさくら保育園ということで、ここが7名で一番多い状況でございます。あと、待機児童がいるのは、それ以外に手宮保育所と中央保育所と日赤保育所とあかつき保育園ということで、あかつきについては塩谷地区になっておりますけれども、そういうことでございます。

○秋山委員

ここに6月1日付の待機児童数調という用紙をいただきましたが、ちょっとこれを見させていただきましたら、

私立保育所と小樽市で経営している公立の保育所とでは、中身というか、待機児童数の内容が全然違うというのか、小樽市でやっている部分では定員に満たないという状況です。8カ所ありますけれども、1カ所だけ60名定員を満たして、あとは全員定数割れをしている。

それに対しまして、13カ所ある私立は2カ所だけ定員割れをしているけれども、11カ所は全部定員増という状況ですが、今の課長さんの答弁ですと、6月1日、何日かしか変わらないのですけれども、解消されたのかと思いましたが、いかがでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

1定でもいろいろ議論はされたのですが、公立保育所については、いろいろ職員組合といいますか、職員団体とのいろいろな協議がございまして、定員を超えての入所がなかなかできない状況でございまして、これは厚生労働省の方で、保育所の定員については、途中であれば25パーセント増しまで入ってもいいですよということの通知がございまして、その運用の中でやっておりまして、ただ、それにおいても、当然、施設の最低基準とかいろいろございまして、その基準を割ってまでは入れられませんけれども、そういうことで、民間の保育所については柔軟に対応して入っている状況でございます。

手宮で定員は3人欠けているのですが、入っていないというのは、申し込みした時期と申し込みの中に兄弟でいるということがあって、1人しか余裕ございませんので、それで入れないといいますか、そういう部分がございます。

それ以外については、確かに、民間の方については定員を超えて入っているという状況でございます。

○秋山委員

今、課長がおっしゃったように、25パーセント増まで入れてもいいという部分が、私立には認められているのだという中での定員増ということで、でもと言ったら失礼かと思いますが、公立の場合は、今現在、43名枠あるのです。ところが、私立の場合は104名もプラスして入れている。定員割れの2カ所18名、でも、区域を見たときに本当に蘭島という地域性もありまして、公立と私立、何で、このように差があるのだろう。片方は25パーセント増が認められている。けれども、公立はその範囲でないということを考えたときに、私も3人の子どもを全部保育所で育てていただいた関係から見まして、私立という場合、やはり融通がきくのです。どうしても入れない場合も、何とかしてもらえんという観点。

今、保育所は選べますか。選べます。かつては選べませんでした。選べますという関係で、やはり職場に近いところに入れたいというお母さんも多くあるのかなという反面、子どもに何かあったとき、すぐ来てくださいという電話が入ります。そのときに行きやすいところを選ばれている。これにこたえてくれているのが私立かなと思うのですが、この辺の違いについてどのようにお考えでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

そういう部分での対応については、そんなに差はないというふうには思っております。

公立であっても、当然、親が仕事をしているとかいろいろな状況というのは承知しながら保育しているわけですから、そういうことは考えながらやっているのですが、ただ、今、委員が言われたように、自分の住まいに近いとか、職場に近いとかというのは、面倒を見てもらう親に近いとか、そういうようないろいろな条件で保育所というか、場所を選んでおりまして、そういうことで、結果的にこうなっているのかなというふうには思っております。

○福祉部長

公立の枠の拡大につきましても、先ほど課長からお答え申し上げましたとおり、1定でもちょっとお話が出ました。

私ども、公立の保育所におきましても、今後、25パーセント等の枠の拡大の方向を目指して、検討してまいりたいというふうに思っております。

○秋山委員

もう1点、ちょっと心配なのが、枠を広げていて、それが子どもの安全面という部分で大丈夫なのかなという部分があるのですけれども、それに対して、私立の保育所の方に関してはどのように指導されているのですか。

○（福祉）児童家庭課長

先ほどもちょっとお答えしたのですが、当然、保育所については、最低規準といいますか、例えば、子ども1人当たりどのぐらいの面積があって、保育所はどのぐらいでという基準がございまして、その基準を超えて入れるということはございません。

ですから、当然、先日事故についてもいろいろ通知もしましたし、ふだんから子どもの安全については第一に考えておりますので、それで許せる範囲で、25パーセントぎりぎり入れるということではなくて、その許せる範囲で入れているということです、それについてはご了解をいただきたいと思います。

○秋山委員

先ほど部長さんの方からも、今後、そういう部分で枠を増やして対応してまいりたいというお話も伺いまして、ますます少子高齢化に伴い、女性が外に出て働かざるを得ないという環境は変わらないと思います。

そういう意味で、数字を見ていても、ゼロ歳児から1、2歳児を預けられている。3歳児までの子どもの方が定員より多いという数は見受けられますので、ますます若いお母さんは働きながら子育てをするという傾向性が一段と強くなってきているのかなと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

○乳幼児医療費の助成対象年齢拡大について

続きまして、乳幼児医療費の助成の対象年齢拡大について、今月の13日、市長のもとに書類を提出させていただきました。

地域で安心して子どもを育てられる仕組みの一つとして、これは公明党として結党以来ずっと取り組んでおりますし、今後とも、子育て支援に関しては、しっかりと取り組んでいきたいという意向であります。

ただ、現状を見たときに、厳しいのかなという部分がありますので、ちょっとお尋ねいたしますが、今年度の4歳未満児数という部分と、今年度は小樽市の場合、所得制限をしないで今後考えていきたいという意向なのですが、所得制限がかかった場合の児童数、そして、その推定金額をまずお知らせいたします。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

乳幼児医療費助成の件についてお尋ねですけれども、4歳未満児の乳幼児数ですけれども、6月現在で896名でございます。

所得制限のお話でございますけれども、乳幼児のみならず、重度、母子のほかのものも含めても、福祉医療助成については、市が主体としている道の給付事業が、本年の10月からは所得制限をするということでもありますけれども、所得の制限につきましては、児童手当も特例給付の額を準用するというような形になってございます。

小樽市につきましては、今年度見送りをするという事で措置いたしましたけれども、これが、仮に入れたとしたときに、何人かということではございますけれども、ゼロ歳児のうち、4月1日以降に生まれた子どもさんから対象ということなのですから、小樽市がこれから実施するとすれば、10月からというふうに考えてみた時期もございまして、その試算で申し上げますと、ゼロ歳児1,000人のうち約50人程度が対象外の方になるかというふうに推定しております。

○秋山委員

今のところ、もう1回だけ。済みません。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

ゼロ歳児の部分で1,000人の受給者中、50人程度が所得制限にかかってくる人数になるかというふうに思っております。

また、これについての不用額についてですけれども、ちょっと試算の方法が複雑になってございますけれども、仮に10月から実施したといたしまして、13年度中の請求のある分というのは、実は2月分まででございます、5カ月ベースということなのですから、それでまいりますと、小樽市としては、費用としては110万程度削減になるのかなというふうに考えてございます。

○秋山委員

であれば、ますます公明党といたしましては、所得制限などをかけないで、対象年齢拡大について要望しておきたいと思います。

◎地域福祉ネットワークについて

続きまして、高齢者福祉に関してちょっとお尋ねいたします。

答弁をいただきました地域福祉ネットワークの件です。

これをじっくり考え直してみしたら、小樽市と市全体として福祉ネットワーク事業として、各グループ、また、団体、関係行政機関としてこういうものを設けておりますということで、その中の一つの町内会が、主体が社会福祉協議会で、小地域ネットワークというものを訴えて、蘭島町内会がこれに加入していますという内容の答弁でよろしいのでしょうか。

○福祉部次長

小地域ネットワークのことでございますけれども、社会福祉協議会で実施している小地域福祉ネットワークにつきましては、市長も代表質問でお答えしましたとおり、小樽市の21世紀プランの中で、地域福祉ネットワーク構想に基づきまして、これを受けまして蘭島地区で給食ボランティアを通して、地域の方たちが、高齢者福祉といえますか、高齢者を支援しているということで実施したものでございまして、現在、社会福祉協議会が実施主体として小樽市で1カ所実施しているということでございます。

○秋山委員

それに関連しまして、地域の町内会の数なども実は教えてもらっていたのですが、現在、総連合町会に加盟している町内会は152あって、その他加盟していない町内会が20、小樽市内全部で172の町内会があるそうなのですが、先にお答えいただきます。

その中で、172対1の割合でしか小地域ネットワークがつくられていない現状なのだととらえてよろしいのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

小地域ネットワークについては、今、次長からお話ししたとおりなのですが、給食サービスのことでございますけれども、蘭島地区が社協のモデル事業としてやっているわけですが、それ以前に15町会が小地域ネットワークイコール給食サービスではございませんけれども、小地域ネットワークづくりの一つの手法ということからすれば、150幾つあるうちの町会の16町会、こういうことでいたしております。

○秋山委員

今後、市としても、各連合町会、民生委員、その他関連の方々と連携を取りながら、ネットワークづくりに努めてまいりたいという答弁をいただいておりますが、質問の中で取り上げました足立区の場合は、やはり役所がきちんとした核となって進められているという点が小樽のプランとちょっと違うのかということに実は感じております。

町内会と申しまして、その町内、町内にいろいろな実情があるかと思います。積極的に我が町内のことを考えて、給食配送サービスを兼ねながら見守りを続けている町内とかもございますし、それとともに、この前言いましたが、一つ一つ見回りみたいのをやっている町内もあるかと思います。なかなか忙しくて、よそ様まで手が回らないという町内会もあります。役所が福祉協議会とかそういうところにぼんと投げるのではなくて、小樽市が核と

なって、こういうネットワーク事業というのを広げていくということは難しいのでしょうか。問題点をどのようにとらえられているか、お伺いしたいと思います。

○福祉部長

足立区の場合は、在宅介護支援センターが中心となってやっております。

小樽の場合は、今モデル的に蘭島で社協が中心となってやっておりますけれども、本市といたしましては、社協もいろいろな努力をしながらやっているわけですが、言ってみれば社協にお任せということではなくて、市の方も町内会だとか民生委員だとか老人クラブと積極的に連携をとりたいという趣旨でお答え申し上げておりますので、今後、社協とはもちろん連携はとっていかなければなりませんけれども、市が主体的になって広がりを持たせていきたいというふうに思っております。

○秋山委員

老人会の中にも、声かけ運動みたいなものをやりたいということで、声はかけていても、なかなか難しいことがあるみたいで、それ以外にはとれないという部分、民生委員さんの一部の方ですけれども、上がってお話を伺っても、まじめな方なので、一生懸命に取り組もうという努力はされているのですが、市からお願いされているいろいろな仕事というのは、それだけではないみたいです。

それで、商売をされながら、本当に一生懸命に取り組んでいる姿を見まして、特定の方ではなくて、お互いにもっとかた意地を張らないでやれるような制度ができればなと思っております。

今日の朝刊でしたか、朝里・新光町の方で強盗の手配中の男性を通報して表彰されていた新聞記事が載っていましたが、やはり地域の目なのです。日ごろ見たことのない人が来たというだけで、意識があると、そういう行動につながるということで、やはり全市挙げて、我が郷土を守るためにもそういう意識づけという部分が必要かなと思います。

これはすべて観光に関係ありませんけれども、ボランティアの精神につながっていくのではないかなということで、今、一番欠けている、一番大切な面だけに、取り組むのが大変に難しいかと思いますが、何とか、このすそ野を一つでも二つでも町内会に広げていただければなと思っておりますが、どうでしょうか。

○福祉部長

直接ネットワークにかかわるかどうかですけれども、例えば、市長と定例の町会長とのお話の中で、ある町内会で、これから町内会としてもボランティア活動をやりたい、ボランティア活動をやるについて、その活動保険についてどうなのかというお問い合わせもございました。

したがって、町会の中からも、みずから取り組みたいという動きもございますので、こういう動きも大事にしながら、繰り返すようですが、ネットワークの拡大に努めてまいりたい、このように考えております。

○秋山委員

ありがとうございます。

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○渡部委員

◎文化財保護条例の改正について

今回、提出されております議案第16号小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案というものが出されているわけですが、まず、これに関する説明をお願いいたします。

○（社教）社会教育課長

今回提出させていただきました条例改正につきましての主な理由についてでありますけれども、現在、無形の民俗文化財の指定に当たりまして、保持者の同意及び認定を要することになっておりますけれども、無形民俗文化財というのは、特定の個人や団体に伝承していくものと違ひまして、生活に根づいた風俗習慣や行事ということでありますので、保持者という概念がわからないということで、保持者の同意及び認定を要するものから除外すると、そういったものがまず1点であります。

それからもう一つは、無形文化財の指定に当たりましては、保持者または保持団体の認定をしなければならないとうたっておりますが、現在の条例には保持団体という規定がないものですから、その文字を追加するということでございます。

○渡部委員

これは国並びに道とのかかわりなんかも十分あると思いますけれども、その面ではどうなのですか。

○（社教）社会教育課長

ご指摘のとおりでございますが、国の文化財保護法もそのようになってございますし、道の北海道文化財保護条例もそのようになっております。

○渡部委員

それで今、理由の説明がありましたけれども、実際にちょっとピンとこない面もあります。

有形文化財、無形文化財、それから無形民俗文化財、小樽市で指定しているものは、この三つなら三つでどういったものがあるのですか。

○（社教）社会教育課長

現在、市が指定をしております文化財は、実は4点ございます。

1点は、今、委員がおっしゃいました有形文化財といたしましては、浅草観音寺にあります木造聖観音立像でございます。

それから、無形文化財といたしましては向井流水法、それから無形民俗文化財といたしましては忍路鯉漁撈の行事というものがございます。

それから、もう1点、史跡がございます。これは北海道鉄道開通起点という史跡がございまして、今、全部で4点、市の指定となっております。

○渡部委員

文化財の指定ということで、そのほか、調査等に今入っているようなものはありますか。

○（社教）社会教育課長

そのほかの調査というお尋ねでございますが、実は、平成8年から10年に仏像寺宝の調査をいたしました。

それから、11年、12年につきましては近代化遺産の調査を行っております。

それから、今年度は美術工芸品、それから考古調査ということで、これは来年も続けていく予定でございまして、参考までに、15年につきましては無形民俗の調査を行う予定になっております。

○渡部委員

高島の越後踊りについても、調査なんかでも所見等を聞いていたのですけれども、この調査に関しては、どのような調査で、どのような報告が出ているのかを1点まず聞かせていただきたいと思います。

それと今、平成8年から10年、10年から11年ということで調査を進めてきて、特に大事な部分は、近年、産業遺産について相当クローズアップされてきています。小樽の防波堤、あるいは手宮線もそうですが、そういった面で調査も当然進めていると思いますけれども、その調査にかかわってどのような調査で、あるいはどのような報告になっているのか、あるいは登録として国や道に働きかけているものが現在あるのかどうか、それが1点。

それから、民俗に係る面は、先ほど高島の越後踊りという面もありました。私の目から見て、住吉神社内で行っている太々神楽、これは年代もので非常にすばらしいものというふうに私自身認識しております。

そういった面で、有形、無形、あるいは無形民俗とのかかわりにおいて、調査を進めてきている現状についての話をお聞かせください。

○（社教）社会教育課長

まず1点目のお尋ねの高島越後踊りにつきましての調査・報告はどのようになっているかというお尋ねでございますが、以前に指定についての所見が出てまいりまして、それをもとに、昨年文化財審議会の委員の皆さんに現地での踊りを見ていただいた経緯がございます。

そして、委員の方々の感じといたしますか、そういったものは大変貴重なものだといいますか、そういったことの認識がございましたので、今後、文化財審議会の答申といたしますか、そういったもの、あるいは教育委員会での手続等もございますので、そういったものを経た後に指定になるのかなということでは考えてございますので、今の段階では、それ以上のことはちょっと申し上げるわけにいかないので、そんなような状況だということで、ご理解をいただきたい思います。

それから、そのほかの調査された部分についての国などへの働きかけはどのようになっているかといいます点でございますが、例えば、防波堤あるいは手宮線ということでございますが、先日、文化庁の調査官が小樽に参りまして、目的は、先日寄贈いただきました手宮機関車庫の視察といたしますか、ご覧いただいて、そのときに、実は、そちらの方をご覧いただいて、そういうことではいたのですが、ちょっとそこまでの時間がなくて、防波堤の部分は周りの方から眺めていただく程度でしかできませんで、手宮線につきましては、具体的な話といたしますか、そういうのはちょっとできなかったような状況で、これは、今後のことで、国の方の以前からのお話ですと、そのほかにも奥沢水源地というのがあるのですが、そういったものは、国の方から大変いいものであるので登録はどうだろうというような話はございましたが、今まだその段階でございまして、それ以上の部分にまでは至っていないということでございます。

それから、住吉の神楽でございますが、現状については私は認識してございませんので、その辺につきましては、後ほどお知らせしたいと思います。

○社会教育部長

産業遺産の方でございますが、今、課長の方からご答弁をさせていただきましたけれども、道教委、それから文化庁の方で、特に明治以降のそういう遺産について、全国的な一つの風潮としまして、喪失しているといいますか、そういった開発との兼ね合いでもありまして、登録文化財制度、これはヨーロッパの方で定期的にやって効果の出ている制度でございまして、それを我が国も取り入れまして、今話のありました小樽にあっては北防波堤と三番機関庫と奥沢水源地、これについて国の方から積極的に登録にしてほしい、こういった話し合いがございまして、将来的な市の全庁的な合意形成、現に現役の施設でもございますものですから、その辺の影響がどうなのか、こういうようなところもございまして、現状の中では、先ほど言いました三つの遺産について三番機関庫について国の指定を受けまして、具体的に年内といたしますか、そのような形での進めをしているというのが一つの動きとしてござ

います。

それから、住吉の太々神楽の関係でございますけれども、先ほど市の指定以外の文化財保護のいろいろな取組について、8年からいろいろ2年ぐらいいの間でやっていまして、無形の民俗調査について本格的な調査は15年度ということで予定してございますので、今しばらくお待ちいただければと、このように思っております。

○渡部委員

文化財にかかわる面では、まず建物から手をつけていただいて、市の登録指定ということで70棟以上になる、引き続き今度は動きのある、いわゆる文化財についてどうしていくのか、この面については積極的に進めたいというふうに思いますし、また、産業遺産にかかわる文化財についても、大事なものでありますから、それはそれでまた調査をして、登録なら登録をしていくという体制をとることが大事であろうというふうに思います。

どちらかという、外から、これは価値のあるものだということで、外からの指摘で調査に入ったり、あるいは進んでいくという、その面が往々にしてありますので、小樽の歴史とともに根差した文化財でありますから、その面では教育委員会の方としてしっかりとくみ上げていただきたいということです。

それから、もう社会教育部の方はご承知のことかと思いますが、朝里地区において、実は文化財を調査した結果いろいろあるといったことで、なんとか本来、市にお願いしたいところですが、文化財の価値についても議論の分かれるところも往々にしてあることから、朝里地区の調査をしている人方は、何とか地域で文化財なら文化財として指定をしていく動きなども実は示しております。

そういった面では、教育委員会の方としても、小樽に根差した小樽の歴史、そして小樽の文化財でありますから、一緒に調査するなり、そういう気運のときに文化として高めていく、位置づけをしていくという環境づくりも大事なことと思います。

これは朝里ばかりでなく、ほかにもまだありますので、そういった面で助言も含めて体制のとれる仕組みということもしっかりと受け止めていただきたいというふうに思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○社会教育部長

まず、歴建のお話が出まして、これは市の庁内的な制度でやってございますけれども、76棟の登録でございますけれども、これは、うちの方の登録文化財との兼ね合いと両方ありまして、市独自の助成あるいは融資制度ということで、全国的に自治体は3,000以上ありますけれども、全国の中でも数の少ないこういった小樽市独自の取組がされ、実効が上っておりまして、文化庁もこの事業に、今、委員からお話がかった事業に対しては、大変高い評価を得ているということでございますので、私どもの文化財保護の立場とあわせて、そういった形での事業相互の調整指定は、当然、積極的に図っていかねばならない、このように思っております。

それから、朝里地区の関係でございますけれども、お話も、もちろん詳細の資料等もいただきまして、私ども、まちづくりの会の方ともお会いしまして、中身についても承知をしております。

私どもの文化財に対する基本姿勢でございますけれども、国、道、さらには市の指定文化財だけではなくて、それぞれ地域にあります貴重な文化財、有形、無形の文化財を含めてあるわけでございますので、それぞれの地域の地域単位の独自性といいますか、一つのものでございますので、そういった面での文化財としての価値、これは十分認識をしてございますし、そういった面で地域内発でそういった取組、今お話がございましたけれども、そういうことについて今後ともいろいろ連携をとりまして、あるいはご相談ということでございますけれども、私どもには各種の学芸員もおりますので、そういう学術的な面だとか、そういう面とかについて、いろいろ、そういったものの保存なり活用なり整備など、そういった形での取組をいっしょに展開していく、そういう体制をとっていくつもりでございますので、今後とも、そういった委員が言われる条件整備、環境づくりを図っていききたいなど、このように思っております。

○渡部委員

◎観光と文化について

ちょっと横道にそれます。

小樽の観光についていろいろ指摘を受けます。

このまま運河を中心としての観光、それでよいのだろうか。引き続き次もまた小樽に来てもらえるのだろうか、そういった面で聞かれます。

私は、案内をするときは、できるだけ心がけて文化を強調して、そういった面でのお話をしております。

観光というそのものについては、文化になりません。しかし、文化は観光になります。役立つものでございます。

文化を少しでも環境を整えて観光の方と連動をさせていくということになるならば、小樽というのは、まだまだ高い位置での観光というものと脚光を浴びる要素も多分にあると思います。

つまり、今の言葉で言うと、観光というのは、ただ単に観光ではなく、観光学とまで言われている。この学がその中に入るということは文化なのです。

一つだけ例をとってお話ししますと、文化の香り高い、文化に力を入れているまち、ここでは何をしているのかというと、2年に一遍、このまちへどうぞいらしてください。そして絵をかいてください。絵をかいてもらうには1日でできっこないですから、2日も3日もかけて周辺の人が来て絵をかく。そのまちはまた絵になるまちでありますから、大ぜいの方が泊まる。物を食べる。そして、そこで絵をかいてもらって最優秀賞には何百万なら何百万、銀賞なら銀賞、銅賞なら銅賞、そして全部買い取る。そして銅賞ぐらいまで入った人方については、きちんとした美術館なら美術館にその絵を張る。

それに漏れた絵はどうするのかというと、それを今度は商店街のウィンドウに張ってもらうということですから、自分のかいた絵が、確かに、賞には入らなかったけれども、商店街に行くところ。だから、何年かに一遍は自分の絵を見にその商店街に行く。商店街に行くと自分の絵を飾ってくれているから物を買う。そういう一つの仕組みをつくり上げていく。

絵をかくことが文化になるのかどうかわかりませんが、もともと、そのまちは文化というものに非常に力を入れているまちというところですから、そして観光と連動させていく。

小樽にも歴史的建造物から国指定、道指定、もちろん、先ほどからお話がありますように市指定もあります。

そういった面で、歴史的建造物、あるいは一つの文化なら文化のゾーンといった面もしっかりとつくり上げていく。そうすることによって、観光客もただ単に運河に来て、そして運河をさっと見て、あとはほかへ行く。運河の場合は、時間をかけてしっかりと覚えてもらう、見てもらう、そういう面もあわせながら、これからの小樽というものを考えていくべきでないのかなと私はそう思っているのです。

ただ単に条例の面でこれだけ長い話をして申しわけありませんけれども、条例なら条例を少し変えていくその機会に、文化というものについて、これから力を入れていただいて、そして歴史のある小樽でありますから、これからは文化の香りを持つ小樽、そして、高い知的な小樽といったことも考え合わせる必要があるのではないかなというふうに思っております。ご見解だけ承っておきたいと思います。

○教育長

去る5月の21日に北海道の文化財保護協会の総会がございまして、全道の各都市から文化財の関係者が集まりました。

そのときに、翌日に見学した手宮の機関車庫と、三つございしますが、オランダ積み、イギリス積み、フランス積みのレンガの積み方もあってというお話もあり、あるいは幌内鉄道やなんかの話も出ました。

例えば、小樽だけ見るのではなくて、小樽から、かつての幌内鉄道、三笠の幾春別のあたりまでバスを仕立てて行って鉄道の跡地なんかを訪ねたら、これは立派な学問的な行事になるのではないかと、そういう提案もございました。

今お話の絵の話も観光に使わせていただいて、これから文化行政を進めていきたい、そう思っております。

○渡部委員

◎総合計画について

代表質問を行いました総合計画について1点、2点質問をしたいと思います。

特に強調したのは、総合計画はしっかりとした項目のもとに策定されているわけですが、どうしても全体の事業費そのものがなかなかそこにはないために、イメージが沸かないというか、そういう面で、せめて半分なら半分の実施に入ったときに、事業費そのものを掲げていってはどうか。そのことによってバランス的なものもわかるだろうし、また、次への夢、あるいは実現ということもはっきりとわかるのかなという、そういう意味合いを含めて質問をいたしました。

答弁としては、なかなか不透明な、不透明なとまでは言っていないけれども、厳しい状況もあるし、事業費を掲げるという面まで至っていないという答弁でありましたけれども、しかし、今もお話ししましたように、一つ掲げることによって目標がさらにはっきりするのではないのかなという、そうでなければ3年3年のローリングでもって、そこで実質積重ねてということになると、3年たったときに、継続とかそういうのはわかりますけれども、そのものでしかわからないのではないかなと。ですから、せっかくの総合計画でありますから、やはりもっと夢の持てる、あるいは実施についてしっかりと受けとめれる仕組みを考えていくためには、事業費の総体的な面を掲げるのも必要なのかなというふうに考えております。その点、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○（企画）川堀主幹

21世紀プランの資金計画についてでありますけれども、資金計画につきましては、計画作成当時、いろいろな考えのもとでご議論があったわけですが、市長が代表質問でご答弁しましたとおり、事業手法などの未確定な要素を持つというのが相当数あることと、自治体を取り巻く環境の変化などが予想されますことから、10年間の資金計画を策定することは難しいというような判断に立ったわけでございます。

したがって、委員もご承知のとおり、3年間の実施計画で事業費を明らかにすることとしておりまして、昨年から実施しました事務事業評価等々の成果を見まして、次期の実施計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○渡部委員

市民生活を豊かにしていく、福祉の向上という大名目のある総合計画でありますから、やはり見てわかりやすい、あるいは一つの希望が持てるという、その面で工夫をしていただきたいと思います。

それと、今お話がありました昨年の事務事業の評価により、今回、試行的にという話もありましたけれども、総合計画で3年なら3年の第1次について評価をいろいろお聞きしますと、どちらかというと箱物で大きな面の、こういう面を実施しました。それから、次に特に強調すべき点は、あるいは考えたのはこれです。ハード的な面があるのです。それで今回第1次の実施計画の、いわゆる事務事業における評価について、ソフト的な面での取組というのはどうであったのか、その辺はどのように評価しているのかなということ、この点を一つお聞かせいただきたいと思います。

○企画部長

先ほど文化のお話がありましたけれども、総合計画の推進に当たって、確かに、箱物だけではなく、いろいろなソフト的な取組、これはまちづくり団体等々、それから自治体行政を担う部分で、そういったまちづくり団体、それと市民とのパートナーシップといいますか、あるいは共同の取組、そこには政策評価といいますか、事務事業、限られた財源をいかに効率的に使っていくとか、そういう視点が政策の評価という部分で非常に大事な切り口といいますか、そういう時代になってきております。

なかなかハード面だけでは、個性あるまちづくりとか、そういう部分は進められませんので、いろいろなソ

フト面の取組に着目した検証といいますか、そういった部分がこれから非常に大事になってくると思いますので、そういう面も含めた評価を進めてまいりたいと思っております。

○渡部委員

特に、まず総合計画を開きますと、基本構想の第1番目は、この目標はということで、確か基本構想は2010年代ではないかということだったと思います。

2番目に挙がっているのは、本市の人口を現状維持ということで、現状維持を何としてもこの計画によって維持していく、場合によっては、この計画を実施することによって人口増を高めていくという、そういうことなんですけれども、今、お話しした中で、総合計画の中でも人口増対策というのは非常に重要視してのまちづくりの取扱いだというふうに思っております。

当時から見て、さらに今15万800で、そういう中では15万を切ろうとしている。しかし、総合計画を一生懸命にやってきても、こういう減少にある。

人口増にかかわっては、もう少ししっかりとした取扱いということを大事にする必要があるのかなというのと同時に、今の評価システムの中で、評価だとか成果だとかといった中で、人口増対策については取り組んでいただきたいというふうに考えております。

確か平成6年か7年に人口増対策ということで、少子化に対する対応、それから若者の定着といった面での施策を掲げて、それぞれ担当する部で今日まで取り組んできているわけです。

しかし、人口はやはり減ってきている。これだけいろいろやっても減っていくというその要素は何なのか。それから、さらに歯止めなら歯止めのための施策なり対策なりというものを、もっと今一度全庁的に考えながら人口をキープしていく。その中でも、若者を定着させる、そういうことをもう一度点検しながら施策をくみ上げていくということも大きな問題でなかろうかなというふうに思っております。

人口増対策、今日まで取り組んできました。それに対する評価と、それから、さらに定着する取組についての考え方がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長

時間が来ておりますので、まとめてください。

○渡部委員

これで終わります。

○企画部長

総合的な取組をしてきましたけれども、なかなか効果がないという実態でございまして、かつて都市政策といいますと、人口増対策に代表されるような時代もございました。

ただ、大都市の周辺とか政令市、県庁所在地周辺の市町村、それ以外の圧倒的なエリアの部分で人口の減少局面に入っているという、そういった非常に大きな日本の社会経済状況のあらわれが人口問題に集約されているというふうに思っております。

かつて小樽の都市番号で見ましても、札幌、函館、小樽と。

私自身も昭和の40年初めに小樽に参りまして、その時の小樽の勢いといいますか、函館から参りましたけれども、函館に住んでも、当時、確か札幌も5、60万というレベルだったと思いますけれども、あの当時、函館市民も札幌何するものぞという気概がありましたし、小樽もピークを超えたすぐの年でございましたので、非常ににぎわいがあったというような、私自身の過去の考えからしても、本当に隔世の感があるというような感じでございます。

ただ、いろいろな取組もしてまいりました。人口減の要因というのは、議論の中で相当集約はされているとは思いますが、なかなか複合的にも絡まってございまして、その中から浮かび上がっている部分は、自然減に代表されるように、やはり急速な少子高齢化、それが小樽に先駆けてあらわれている、そういう局面も自然動態の

部分ではあらわれていますし、長引く不況の中で、若者に魅力ある職場、それと冬の問題等々、住環境の問題もありしょうけれども、そういったものが複雑に絡んできているのかな、こんなふうに思っております。

やはり市職員だけでなく、市民全体のそういった共通の意識の中で、総合的な施策の取組といいますか、そういうものを地道にやっていくというか、一発逆転的なものもございませんし、特効薬というか、そういうものもなかなかない状況でございますけれども、先ほど文化の話がございましたけれども、小樽の独特の個性あるまちといいますか、文化を語るまちは北海道にはそうございませんので、そういう部分も含めて、ぜひ住んでみたい、そして実際に住んでよかったと、こういうようなまちにしていかなければならぬということで、これからは総合的な取組をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

○渡部委員

委員長、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたしまして、共産党に移します。

古沢委員。

○古沢委員

◎公衆浴場に対する助成について

私からは二つの問題で質問をさせていただきます。

1 点は、今年の1 定に引き続いて、公衆浴場、銭湯に対する助成の問題です。

もう1 点は、市が発注する公共工事にかかわる入札契約の適正化と、それから、建設業退職金共済制度についてお尋ねをしたいと思います。

時間の制約上ちょっと駆け足になりますので、ご了承をいただきたいと思います。

実は今月の14日ですが、私の手元にファクスが入ってまいりました。ある銭湯経営者から寄せられたものです。

ちょっと要点だけをご紹介しますと思います。

お年寄りの方々が背中を流し合ったり、会話が弾んだり、楽しみにやってくる方を見ると、正直何とか続けていきたい、それが本音です。

しかし、努力にも限界があります。精一杯日に60人ほどの利用者では、光熱費だけで赤字状態、成り立ちません。これでは時間の問題で頑張ろうとする気力も衰退していきます。

小樽市より設備整備の助成金、上下水道の軽減、固定資産税の減免と、ありがたいことですが、ぜひもう一つ掘り下げた助成が設けられるのを期待しています。

こういう内容のファクスであります。

まず、この声をどのように受け止められるか、お聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

お話につきましては、やはり公衆浴場の営業というのは皆さん大変だということは聞いておりますし、そういった切実な面というのがあるということは承知しております。

○古沢委員

1 定で、私の質問に対して、保健所長から答弁をいただきました。

会議録からおこしてみたのですが、要約すれば、小樽市は既にいろいろな形で助成を行っている。その額は相当大きい。小樽市の銭湯は、対人口比で言うと非常に多い。お風呂はいっぱいあるという状況だ。こう述べながら、新しい制度として、ただ入浴の客数で助成するのは難しいというふうに答えられております。

保健所長、間違いありませんか。

○保健所長

大体そういうふうに申し上げております。

○古沢委員

大体でなくて、会議録をおこしたのですから。

保健所長の答弁は、念のためお伺いしますが、いわば、このためにおいでいただいたと言ってもいいのですが、市長にも出席いただいております。

市長、今の見解で市長も同意見でありますか。

○市長

保健所長が1定でお答えしましたとおり、経営者に対しまして、設備補助ですか、これを含めまして上水道・下水道の軽減とか、あるいは固定資産税の減免をいたしまして、この金額でいきますと、大体もう1億近い金になっているわけです。

したがいまして、入浴者数が少ないという状況で直ちに助成、上積みといいますか、これを求められているわけでございますけれども、こういった状況というのは、お風呂屋さんばかりでなくて、いろいろな場面で出てきておりますので、全体のバランスということもあるのでしょうし、こういった助成につきましては、もうしばらく様子を見させてもらうといいますか、そんな中で、さらに検討する課題かなと思っておりますけれども、いずれにしても、地域バランスといいますか、どこかのお風呂がやめられると、また、その地域が大変だというような状況も出てくる可能性もありますので、その時々状況を見ながら個々の対応をしていきたいと、こういうふうには思っております。

○古沢委員

1定では32店舗、現在は30ですが、延べにして推計約100万人の小樽市民が利用している銭湯の現状についても触れておきました。この間、国も道も公衆浴場の必要性から、具体的な対策を講じてきています。

先ほど保健所長から、入浴客数をもって新しい制度をつくるというのは難しいというふうに答弁をいただいたわけですが、それでは、例えば、昭和40年代後半から北海道が進めてきた過疎地公衆浴場確保対策事業、さらには、昭和56年度施行の公衆浴場確保法、さらには、同法律を受けた北海道の公衆浴場確保対策事業、これと確保法の公布について発せられている厚生省の環境衛生局長通知、これら法律・要綱・通知に盛り込まれている趣旨、目的とは一体何ですか。

○（保健所）生活衛生課長

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律についてでございますが、こちらの法律は昭和56年に出されていまして、その目的は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、著しく減少しつつある状況においては、公衆浴場についての特別の措置を講ずるよう努めるというふうなうたっております。

それに基づきまして、趣旨といたしまして、住民の利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上と増進に寄与することということになっております。

○古沢委員

つまり、残したいのだけれども、現実には経営困難が進行している。廃業を何とか食い止めたい。その結果、公衆浴場を確保したいというのが共通する趣旨、目的です。

それでは、この法律などが最も基本としている補助対象要件というのは一体何ですか。

○（保健所）生活衛生課長

最も大切な条件というのは、それぞれ地方公共団体で考えてやるようなものでありまして、それぞれ日常生活において欠くことのできない施設が基本ということで考えられます。

○古沢委員

確保することが必要な公衆浴場が、どんどんどんどん減っていくのだ。だから維持運営のために助成をしよう。地方自治体としての必要な措置を講じよう。その理由、最も補助対象要件の、例えば、それを受けた道の対策事業では4要件あります。その中で最も大きな柱は入浴客数の減少です。そこで、道は基準入浴客数というのを示して、110.2人というのを基準にして、それを下回る公衆浴場については、地方自治体も道もやるし、それぞれの地方自治体も頑張って支えて、廃業防止、確保に努めようという事業を展開しているわけであります。

それでは、ちょっと飛ばしますが、今度の2定で補正予算で提案されていますが、一般会計土木費から繰出金で42万8,000円、これを住宅事業特別会計の住宅管理費で受けて、公営住宅入居者公衆浴場対策費補助金として42万8,000円が出ている。これは建設の所管にかかわる予算項目ですから答弁は求めません。

ただ、これはオタモイの満寿美湯の維持運営のために42万8,000円が出るということですのでよろしいですね。

この補正予算の説明において、若干の資料が提供されていますが、その資料からは、維持運営が困難になった要因、これは団地の入居者が激減している、平成8年から約4分の1減っている。その結果、入浴客数が減少した。これで赤字に転落をしているわけです。維持できなくなった。これが最大のものだと思いますが、これも特に答弁する必要はありません。これは当たり前の話で、いただいた資料でそうなっているわけですから。

そこでお尋ねしたいのですが、この満寿美湯はどの法律の適用を受ける、規制対象となる浴場なのか、お答えください。

○（保健所）生活衛生課長

満寿美湯につきましては、公衆浴場法の許可ということになりまして、区分では普通浴場に該当します。

○古沢委員

さきに四つほど挙げました道の対策事業だとか、それから公衆浴場確保法だとか、それを具体化するための厚生省の局長通知、これらは具体的に言えば公衆浴場法の要請にこたえた政策実現のためのものであり、満寿美湯の支援も、その意味で言えば全く共通するといえますか、こういう公衆浴場法、公衆浴場確保法が要請する根は一つだというふうに考えますが、いかがですか。

○（市民）総合サービスセンター所長

満寿美湯に関してでございますが、それだけに特化してお答えいたしますが、満寿美湯の廃業が打ち出された当時、地元の町内会と周辺の利用者から継続について強い要望があったということでございます。

また、満寿美湯につきましては、公営住宅入居者の大多数の方が利用していること。それと、入居者につきましては、高齢の方の単身者ですとか、夫婦世帯ということが多かったために、入居者の公衆衛生並びに利便性の観点ということから、ほかの公衆浴場と違って、住宅対策の一環としてとらえてございまして、今回、住宅事業特別会計で補正予算をお願いしているところでございます。

○古沢委員

私は、満寿美湯の支援というのは大いに賛成なんですけれども、満寿美湯に42万8,000円のお金を出すのはいかなるものかということで聞いているわけではありません。大いに賛成なのです。

ちょっと角度を変えますけれども、昭和49年から50年代の半ばにかけて過疎対策補助金というのが出されている。その後、昭和56年から58年にかけて過疎対策補助金というのが出されている。これら補助金歳出の科目は何であったか示してください。

○（保健所）生活衛生課長

当時の資料によりますと、北海道の補助金の対象となった施設ということで、小樽市でも1施設に対して補助をしております。

昭和49年から54年度までなのですが、過疎対策事業費といたしまして年間25万円、それから保健所総務費で支出

しているわけですが、昭和55年度は同じ過疎対策事業費といたしまして33万円、それから昭和56年度から58年度までは確保対策事業費といたしまして年間40万円を補助しております。いずれも保健所の総務費ということで支出しております。

○古沢委員

昨年度、12年度における各種補助金の状況について、財政課長でしょうか、お答えください。

何本あって、どのくらい出ているのか。

○（財政）財政課長

平成12年度の補助金及び交付金ということになろうかと思いますが、後の予算ベースの数値しか手持ちにはございません。

トータルで 200件で7億 8,600万程度となっております。

○古沢委員

そのうち、条例等に基づかないで出ている補助金というのは何件ありますか。

○（財政）財政課長

200件のうち 140件でございます。

○古沢委員

約7割が条例等に基づかない。それでは北海道では補助金等交付規則というのを定めていますが、当市には、そうした規則がありますか。

○（総務）総務課長

道の補助金交付規則に該当するものではありません。

○古沢委員

参考までに伺います。

今言いました北海道の交付規則第2条で、補助金とは何かというのが定義されています。これについて説明してください。

○（財政）財政課長

ただいまご指摘のありました北海道補助金等交付規則第2条でございますが、この2条におきましては、この規則において使われております補助金等というのを定義してございます。

一つは補助金、二つ目として、その他相当の反対給付を受けない給付金であって、知事の指定をするもの。

これには、運用方針がございまして、この補助金については、道が道以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であって、その交付の根拠となっている法令又は予算科目において、その名称が形式的に補助金とされているものを言うものであることという定めがございます。

○古沢委員

何が言いたいのかというのが少し見えてきたと思うのですが、土木費で繰り出して住宅特会で受けている。市営住宅の対策事業だと。しかし、法律が要請するのは公衆浴場法です。その確保法です。

ですから今、道で定めている交付金の交付規則というのは、その交付の根拠となっている法令又は予算科目において出されるのだと言っているわけです。

ですから、こうした繰り出しを特会で受けて、保健所の総務費で出していない補助金というのは、満寿美湯と、それ以外の一般の銭湯とことさら区別するという意図しかなかったのではないかというふうに、私は疑念を持ったわけです。いかがですか。

○（財政）財政課長

補助金の運用方針の中で定められたものなのですが、ここで言います法令又は予算科目と述べておりますのは、

この規則の中で補助金というものを定義していますので、それについての説明というふうに考えておりますので、補助金の根拠法令そのものに言及した説明ではないというふうに考えております。

○古沢委員

どう読んだって、私が今言ったように受け取れるのではないですかね。

公営住宅法を根拠として、予算科目において、補助金として出されたお金というふうに読むのが、今回の42万 8,000円、筋が通るのか。

公衆浴場法並びに公衆浴場確保法の根拠を受けて出された補助金というふうに読むのが妥当性があるのかというふうにいったら、これは、大体それに軍配が上がってしまうのではないですか。

それで、この問題での結論に入っていきます。

最初に紹介した、ファクスを寄せていただいた経営者は、1日60人程度では、もうやっていけない、光熱費だけで赤字だと言っています。

それから、満寿美湯の場合は、一般の銭湯経営者の皆さんと比べて設備費や賃貸料で一定の市の支えがありますから、その満寿美湯でさえ、提供された資料からは、経営ボーダーラインは、そういう助成を受けている満寿美湯でさえ入浴客数でおおよそ85人程度がぎりぎりだというふうにわかります。

それでは、平成11年度の公衆浴場基本調査に基づいて、小樽市内の各公衆浴場のAからDまでのランク別浴場数を示してください。

○（保健所）生活衛生課長

北海道からの依頼によりまして、平成11年の入浴客数について、31件につきまして調査した結果でございますが、31件中、提出されたのが28件でございまして、その28件の内訳でございまして、Aランク60パーセント未満なのですが、これが9件、Bランクが7件、Cランクが2件、Dランクが2件ということになっております。

○古沢委員

AとBのランクが16件です。現在30件ですから、半分を超えるのがAとBのランクになります。

Aランクというのは入浴客数、先ほど課長はパーセントで言いましたから、具体的に言いますと基準入浴客数、道が示している110人に対してAランクはパーセントを人数に置きかえると66人以下、こういう入浴客数で頑張っている銭湯が9件、それからBランクは、それもパーセントを人数に置きかえると77人以下、満寿美湯と経営状況は似ている状況になります。

こういうふうに考えますと、最初の話に戻りますが、小樽は対人口比で銭湯が多い、入浴客数を基準として新しい助成制度は難しい、こういうふうに保健所長が答弁されて、市長も確認をいただいたように、基本的には同意見だと。そうしますと、どういうことになりますか、30件のうちAとB16件については、状況を見ているうちに16件は経営が立ち行かなくなって、14件が残った段階で腰を上げて考えようということを言っているのに等しいではないですか、どうですか。

○市長

銭湯の動向といいますか、背景といいますか、非常に大きく変わってきているのだと思うのです。銭湯もございまずし、そのほかに市内の中心部に新たにまた大型の日帰り温泉的な施設もどんどんできてきていまして、さらにはまた、マイカーの普及、住宅事情の変化、当時といいますか、56年の厚生省の通達以来、大きく変化してきているのは事実だと思います。

そんな中で、社会状況の変化を踏まえて入浴客数も減ってきている、こういう状況ですから、そういう状況を踏まえて、先ほど申し上げました、そういった助成措置も講じてきているわけです。

そんな中で、またさらに厳しい状況が来ているということで、一つの例として満寿美湯の例があったわけでございますけれども、市内で今後どういう状況になっていくのか、確かに、経営者の高齢化だとか、後継者がいないと

か、経営者のいろいろな事情があります。

さらにはまた、近隣に同じようなお風呂が近距離にあるとか、いろいろな状況を見ながら対応していかなければならない問題でないのかなと思っているものですから、先ほどそう申し上げたのですけれども、浴場組合の方々とも1回よく相談してみたいと思います。

○古沢委員

この問題は、引き続きいろいろな面で勉強してみたいなと思っています。

利用者の大半が市営住宅に入居されている市民であれ、そうでない市民であれ、推計値で約7,000世帯弱と思われる自家風呂なしの市民の世帯構成があるわけです。そのうち、今言っている満寿美湯は、およそ世帯数でいったら市営住宅400世帯強です。1割にいかない。あと9割強の人たちが、結局は地域から銭湯が消えていくことを余儀なくされてしまうという問題に今差ししかっているのです。ぜひ組合とも積極的に話し合いを進めていただきたいと思いますのです。

○入札契約の適正化と建設業退職金共済制度について

入札の契約適正化と建退共の問題です。

議会に出していただいてから2年たちます。この間、去年の2定から3定、4定、そして、今年の1定と、この問題はずっと議論に入ってきた。

言ってみれば、私の2年間の短い議会活動の中で、最も大きなテーマとして掲げてきた点でもあります。去年の4定の代表質問に対して、市長にご確認をいただきたいのですが、市長がこのような答弁されました。

建退共については、工事発注の都度、加入を確認し、また、毎年現場に入り、手帳の交付や証紙の貼付状況などを調査、今後とも徹底したいと。私は、注目したのは、証紙の貼付状況についても調査をするというふうに、一歩踏み込んだ答弁をいただいたのではないかなというふうに、私は受け止めたのですが、今、会議録からおこした点ですから、改めて、この点、市長の答弁を確認いただきたいと思います。

○市長

当時、そのようにお答えしております。

○古沢委員

あわせて、そのときに財政部長から答弁をいただきました。

市内全体の建設業者のうち、建退共の加入率は62.3パーセント、うち土木関係は90.6、建設関係は86.5だと。このときには帯広の制度を紹介して議論しておりましたから、小樽市には帯広のような要綱はない。実績書の提出、つまり、帯広で始めた工事完了時にあわせて、労働者ごとに退職金共済制度の証紙を貼ったその実績の報告書を、発注責任者である市に対して出させるという、この方法については、状況を見ながら判断していきたいということで、検討の中に取り込む旨、財政部長から答弁をいただきました。確認いただきたいと思います。

○財政部長

そのように答弁してございます。

○古沢委員

この建退共の制度を司るというか、運営しているのは、勤労者退職金共済機構といいます。公団・事業団と同じく政府機関ですが、では、この建退共の特徴について簡単に説明してください。

○（財政）契約管財課長

この建退共の制度は、事業主が、建設現場で働く労働者について、共済手帳に働いた日数に応じまして共済証紙を張り、その労働者が建設業界をやめたときに退職金を支払うという協会の退職金制度であります。

○古沢委員

つけ加えますと、社内の退職金制度だとか中退金などというのは、一つの企業で長年働いたということを前提に

した退職金制度ですけれども、この建退共というのは、事業主から事業主、いわば現場から現場に移り行く建設現場の労働者にある唯一の退職金制度なのです。現場が転々と変わっても、季節労働者であっても、事業主を転々と変わっても、手帳に証紙を張ってもらって、1日仕事に出るたびに張ってもらう。そして建設業界の仕事をリタイアするときに、それらが全部通算される。そして退職金が出されるという唯一の制度です。政府機関で運営しているものです。

それでは、つまり共済掛金ですが、この共済掛金は、発注工事費の中にどの程度見込まれているのか、もしくは目安のでも構いません。お答えください。

○（財政）契約管財課長

この証紙の額につきましては、公共工事につきましては、現場管理費の中に含まれていると考えております。

いわゆる証紙を購入する目安ということですが、それにつきましては、共済制度の中におきましては、例えば、工事の中の労働者の7割が建退共の被共済者であると仮定した場合につきましては、1,000万から5,000万の土木工事につきましては、その工事費の1,000分の3.5というのが購入する場合の一つの目安というふうになっております。

○古沢委員

委員長、申しわけありません。もう少し時間をいただいていいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○古沢委員

それでは、平成12年度における市長部局の発注工事のうち、土木工事で1,000万から5,000万未満の工事の場合、これは年間で100本ちょっとありますから、そのうち、土木工事で1,000万から5,000万未満の工事、この場合で今の目安で試算したら、その工事の現場管理費に含まれている建退共の購入費として見込まれる金額というのは、どの程度になりますか。

○（財政）契約管財課長

今の一つの証紙の購入の目安として計算した場合は、1,000分の3.5の金額は年間でおおよそ310万ほどになります。

○古沢委員

それでは、元請さんから証紙購入をした際に掛金収納書届というのが市に出されます。そこから分かる実際の証紙購入額、この工事にかかわった実際の購入額は幾らでしたか。

○（財政）契約管財課長

工事が始まるときに、各業者からいただきます共済掛金収納書の昨年12年度の工事にかかわる金額は、年間258万円ほどになっております。

○古沢委員

50万強が実際に、これは目安で考えた場合です。目安の場合は、工事に携わる労働者のうち建退共に参加、要するに証紙1枚ずつ張らなければならない労働者というのは、約7割というふうに押さえた目安が示されているのです。

昨年、1昨年と現場に入っていますけれども、トータルで、現場の労働者のうち建退共の証紙を張らなければいけないという労働者は、おおよそ7割をはるかに超えているというのが私の実感です。

中退金その他の制度を適用されているという人は、そんなに多くありません。ですから、本来は、実際100パーセント証紙を購入して張ってもらっているとすれば、本来は258万でなくて、310万でなくて、もっと多いのではないかというのが私の正直な積算です。

次ですが、経営事項審査制度というのがありますが、この中で、建退共制度というのはどのように位置づけられていますか。

○（財政）契約管財課長

この経営事項審査の中では、建退共も含め、それに加入していれば何点かの点数が加点されるようになっております。

○古沢委員

この間、注目すべき国会議論がされています。我が党の緒方参議院議員がこの問題を取り上げまして、扇大臣とやり取りがあります。これは国会の会議録を取り寄せて、そこからおこしたのですが、扇大臣は、こう言っています。こんないい制度があることにびっくりしたと。しかし、こうも言っています。このお金をピンハネしてどうして業者に入るのか。適正に適用されないというのは許されないと言っているのです。

さらに、緒方参議院議員は、全国で進んだ例として、帯広市と函館市の取組を紹介しました。

これに対して扇大臣は、函館ですか。大変いい制度で当然のことだろうと思うというふうに答えています。

そこでお尋ねしますが、手元に函館市の資料があれば、函館市のこの取組の具体化として、要綱、要領が示されておりますが、この中心的な要旨を承知していますか。

○（財政）契約管財課長

函館市については、具体的なものはありませんが、一番最初にあった帯広市の例がありまして、それとほぼ同様と聞いておりますので、帯広市の方式でいいますと、中心的な事項は主に二つ。第1点は、下請業者の共済証紙についても、下請代金に算入せず、できるだけ元請で一括購入し、現物により下請業者に交付することを要綱の中で決めたということです。

これにつきましては、小樽市におきましても、今年の4月1日から帯広市と同様に行っております。

第2点目につきましては、実績書の関係ですけれども、共済証紙の張りつけ実績を確認するために、元請がみずから雇用した対象労働者への証紙の貼付実績と、下請から報告を受けた貼付実績を工事完成届とあわせて工事監督員に提出することにしたということの2点と考えております。

○古沢委員

肝心のことがちょっと抜けています。

その実績報告書を上げてもらう際に、その報告書の様式は、働いた労働者一人ひとりの名前が記入されて、その労働者ごとに証紙が何枚貼付されたかということがわかるような報告書になっています。ですから、これが肝心な点です。

それから、函館で僕は感心したのですが、この要綱、要領を建設業界に示すに当たって、行政側として、いわば指導文書として、函館の土木部長名で上書き文書が出ています。その中に労働者への適切な賃金支払いについてうたい上げている。

公共事業の積算は2省、昨年までは3省協定単価とっていましたが、2省、国土交通、農水の協定単価に基づく労務単価で積算している、この点に留意して適正な賃金に配慮してくださいというふうに書いている。

その下に、道内の主要11種の職種について2省協定賃金、これはきちんと紹介されています。

例えば、型枠工であれば1万6,000何がし、これを適正に払われるように配慮してくださいという行政側の姿勢が見えるようではありませんか。こういう取組をぜひやっていただきたいと思うのです。

それで、道内の10万人以上の市において、函館のような取組、要領や要綱を定めて取り組んでいる実態は、どういう状況になっていますか。

○（財政）契約管財課長

道内10万以上の市は、小樽市を含め10市ありますが、そのうち、3市が函館と同じような建退共証紙貼付実績書

を取ることにしております。

これは帯広、函館、苫小牧の3市です。

ほかの7市のうち、釧路、室蘭は業者ごとの証紙枚数の合計をとる、残りの5市は共済の掛金収納書を取るという方法で行っております。

○古沢委員

10万人以上の都市とも中身で多少違いはありますが、ちょうど入札契約の適正化法が施行されたこの時期で見れば、十分、不十分さはありますけれども、改善に向けて取り組んでいこう、その柱の一つである建設現場労働者の福祉にかかわる建退共の取扱いについて、事務処理要領を定めてやっていこうというふうにして態度を鮮明にしたのが3市、改善しようというふうにして、従来からの取組を変えたのが釧路と室蘭、あと残りの五つのうちに小樽です。このままだったら小樽は取り残されてしまいますから、ぜひ頑張っていたいただきたいと思うのですが、そこで参考までに伺います。

私は、昨年の3回定例会の決算特別委員会で入札状況について質問をいたしました。平成11年度で、市長部局執行分で落札率が97.9、約98パーセントです。水道局執行分で98.5パーセント、不自然な高値落札でないかということ了指摘しました。

平成12年度と13年度の落札、13年度は途中経過ですが、落札状況はどういうふうになっていますか。

○（財政）契約管財課長

契約管財課扱いの落札率ですが、平成12年度は97.9パーセントとなっております。

平成13年度は、6月14日現在ですが、今のところ97.6パーセント、そのうち、入札のみでは97.3パーセントで、12年度に比べますと全体では0.3ポイント下がっている。入札で比較しますと0.6ポイント下がっております。

○古沢委員

まとめます。

平成9年の第2回定例会で公正・公明な入札を実現する決議というのが全会一致でされています。私が議会に上がる前ですから、詳しくは皆さんの方がご承知だと思います。談合疑惑問題があったときです。

それから、今紹介されましたように、平成12年度の入札状況は11年度と何ら変わらない。13年度になって若干改善傾向が見受けられるという状況になりました。

せんだって注目する新聞報道があったのですが、道の入札改善の取組について、特に旭川だとか、問題になったところでは相当改善が進んでいる。結局、数字でいえば落札率が97、96、95というふうになってきている。そういう状況の中で、小樽、後志管内は従来と同じように一向に改善されていないのだというような内容の記事がありました。

これをどう見るか。僕は、これはかなり慎重に考えなければいけないと思うのです。小樽、後志に対する警鐘です。もっと強く言えば警告です。

ですから、今、行政の側からきちっとした対応をとっていかないと、大変心配したような出来事が起きる可能性があると思うのです。

こういう状況ですから、ぜひ事務処理要領や指導要綱などを定めて、きちんと実効が上がるような、担保できるような取組が必要だと思うのです。

最後になりますが、この点について、市長の本腰の入れ具合です。これを伺いたいと思います。

○市長

今、公共事業の入札関係の話がありましたけれども、ご承知のとおり、入札と契約の関係でございまして、適正化法という法律が施行されました。その法律が施行されましたので、現在、庁内に工事発注担当課の課長、係長によりましてワーキンググループをつくりまして、適正化法に定められました発注者が取り組むべき課題、こうい

う課題について鋭意検討しております。

今、お話のあった建退共の問題も含めまして、帯広、函館方式の検討も含めまして、その中で小樽市としての取組について検討していきたいと思っております。

○古沢委員

次に、4月過ぎましたから、行政でいえば、こういう問題について対外的に打って出るのは、この次はタイミング的には10月1日でしょう。そうしますと、3定をめぐにして精力的に実効ある取組が実現するように進めていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○市長

時期は今申し上げられませんが、早急に取組ができるように進めたいと思います。

○古沢委員

終わります。

○委員長

それでは、北野委員。

○北野委員

◎医療改革について

時間の関係がありますから、急ぎ足で行きます。

医療改革の問題でお尋ねします。

5年前の医療改革で健康保険本人の自己負担が2割とされ、老人医療の自己負担が増やされました。

厚生労働省の調査によれば、35歳から64歳までの患者数は、1996年、平成8年 282万人、3年後の平成11年 247万人、12.4パーセント、35万人も減少しています。

働き盛りの世代の患者数が10万単位で激減したというのは、この調査が開始された昭和40年、1965年以来、初めてのことです。

病気の中身は、高血圧症、胃、十二指腸などの消化器系などの疾病です。慢性疾患。保健所長に尋ねますが、これらの慢性疾患を放置すれば、それぞれどうなりますか。

○保健所長

働く人のこれらの慢性疾患というのは、症状が軽かろうと、あるいは症状が全くななくても、早期に適切な対応がなされなければ、やがて脳卒中、あるいは心疾患、あるいはがん、そういうような病気に発展する可能性があるということがつとに言われております。

○北野委員

だから、受診抑制が起こるような自己負担というのは、これは市民の健康に重大な影響を及ぼしているということとは、これはもう議論の余地のないところだと思うのです。

それで、保健所長に改めて尋ねますが、こういう患者の早期治療ということは、医療費を抑制する上でも必要なことですね。

○保健所長

早期発見、早期治療ということは非常に重要でございます。さらに最近では、いわゆる健康の保持増進という見地から、働く人の労働環境、あるいは働く人のライフスタイル、そういうものの見直しをしていかなければならないということになっております。

○北野委員

結局、自己負担増大による受診抑制という現象に対して、日本医師会はどういう見解をお持ちですか。

○（保健所）総務課長

ただいま北野委員がおっしゃいました日本医師会のご指摘というか、見解ということでございますが、具体的な内容については、ちょっと私も承知しておりませんが、ただ、新聞等の報道によりますと、日本医師会も、医療改革制度のことにつきましては、重大な関心、いわずもがなですが、重大な関心を示していることで、いろいろな機会で、いろいろな具体的な提案をしているというふうに聞いていることは承知しております。

○北野委員

具体的な提案をしているというけれども、その中身が答弁されていないのですね。

日本医師会総合研究機構の報告書というのが毎年出されています。この中で、患者の負担増、そのことが受診抑制になる。そうすると病気が悪化する。これが医療費の増大につながる。だから、受診抑制は、将来の医療費増大を招くおそれがあり、絶つべき悪循環だというふうに言っているのです。

だから、こういう意見に照らして、健康保険法の改悪を含めて患者の自己負担増大というのは、もう限界を超えているというふうに言えると思うのです。

そこでお尋ねしますが、市立小樽病院以外の小樽市内の医療機関で受診抑制等による影響がどのように出ていますか。

○（市民）保険年金課長

私どもの方から、市町村国保という限定した立場でお話をさせていただきたいと思いますが、個々の医療機関における受診率というとらえ方では、算出できる仕組みになってございませんので承知してございません。

また、個々の疾病ごとの状況の把握につきましては、今後、数字が出てくることになりますので、今時点では押さえてございません。

ただ、小樽市の国保におけるこれまでの、例えば受診率による傾向ということでいいますと、若人分といいますか、70歳未満の方たちの傾向はでこばこがありますから、制度の改正の影響というのはちょっと読み取れないのですけれども、70歳以上の方の受診率の状況を見ますと、入院分では、平成9年、10年で一時減少しましたけれども、平成11年度で、また再び増加しています。

それから、平成12年度におきましては、介護の移行の影響によりまして減少しております。

それから、外来と歯科の分につきましては、これまでずっと増加傾向をたどっております。

しかし、今、北野委員からご指摘がありましたように、外来と歯科におきましては70歳以上の方でございますけれども、受診率が1月診療分以降、この数字を見ますと、減少していることは間違いございません。

ただ、この中身につきましても、年末年始におきます診療日数の前年との差もございますし、それから、平成12年度におきましてインフルエンザが流行しなかったという部分もありますので、1月に行われました老人医療費の自己負担分の影響によるものと、すべてがこれによるものというふうには今現在では特定されておられません。

○北野委員

だから、結局、4年前の健康保険法の改正に伴う影響は押さえられないと。今、課長は自分の守備範囲から見ていろいろなことをおっしゃったけれども、私の質問にかみ合った答弁ではありません。

結局、市の機構として、4年前の健康保険改正に伴う現況がどう出ているかということを押さえていないということではないですか。

○（市民）保険年金課長

ただいま北野委員が、健保法の本人2割負担という4年前の改正によって患者数が12.4パーセント減少したということでございますけれども、これはあくまでも健康保険法の対象者、35歳から64歳までの方ということで、国保とか老健を除いた話でございます。

○北野委員

あんなものは対象でないでしょう、私の質問にはあなたの立場からは答えられないでしょう、どうひっくり返したって。

○（市民）保険年金課長

はい、わかりました。

○北野委員

親切に答弁されようという努力はわかります。時間もないですからね。それから、私が聞こうと思ったことを先取りして答弁しました。

この1月から老人医療費1割の定額制、診療所、医院等では併立制・定額制の選択制が行われていますけれども、この1月以降の問題についても結局押さえられないのですね。どうですか課長。影響。さっきさわりの分も言ったけれども、受診抑制集団の状況を押さえていますか。1月以降。インフルエンザはないんだよ。

○（市民）保険年金課長

先ほどお答えいたしましたけれども、受診率ということでは確かに1月以降は数字が落ちておりますので、受診抑制という言葉は、私の立場ではその言葉は使えないので、数字でいいますと、確かにその影響につきましては、まだ国の方でも分析しておりませんが、私どもの考えは、先ほどもお話ししましたが、まだすべてが分析されている状況にはございません。

○北野委員

担当でない志久さんの方に聞くつもりはないですから。

保健所に聞きますけれども、先ほどと同じように、市立病院以外の小樽市内の医療機関でどういう影響が出ているか押さえていますか。

○（保健所）総務課長

率直に申し上げまして、押さえておりません。

○北野委員

それでは、総務部長に尋ねますけれども、地方自治体として、公共団体として、住民の福祉の増進というのは、これは法に基づいて自治体の任務とされているわけですね。地方公共団体の。

こういうときに市民の健康にかかわる、福祉そのものにかかわる重大な変更が加えられているというときに、現状を押さえられないということについてはどう考えますか。地方公共団体の役割、地方自治法に照らして任務を果たしていないということになるのですよ。いかがですか。

○総務部長

大変難しいご質問なのですが、確かに、市でいろいろな福祉行政・医療行政を進めている中で、制度の中での対象市民だとか、患者関係の流れだとか、そういう動向については把握できる面はありますけれども、市民全体、例えば、働き盛りの方たちの医療機関にかかわる状況そのものというのは、全市のそれぞれの病院なり、あるいはそういう状況の把握というのはなかなか難しいことではないかと思います。

そういう面では、いろいろ施設ごとに、いわゆる労働者・勤労者の健康管理そのものというのはされているでしょうし、また、市自体も、私も本当は安全健康委員会の方の關係に携わってまして、いろいろ日ごろの健康診断そのものというか、そういうものも進めながら、職員の健康管理に注意しなければならない立場にあるわけですが、医療制度そのものによる影響そのものというのは、なかなかつかみにくい状況ではないかと思います。

そういう面で、今、北野委員がおっしゃられる市民のそういう健康管理そのものというの、全体的な動向だとか、そういう把握というのはなかなか難しいのかなというような感じがしております。

○北野委員

法制担当の総務課長に尋ねるけれども、地方自治法の第1条の2項はどういうふうに書いていますか。

○（総務）総務課長

お間違いではないですか。第1条の2ではないですか。

○北野委員

はい、2ですよ。

○（総務）総務課長

第1条の2の第何項ですか。

○北野委員

第1条の2。

○（総務）総務課長

全部ですか。

○北野委員

全部。

○（総務）総務課長

それでは、第1項と第2項を言います。

○北野委員

第1項だけでいい。2項は長いから。

○（総務）総務課長

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実質的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするです。

○北野委員

総務部長は、再三難しい難しいと言うのです。福祉の増進を図るためには、現状を正確に押さえないければならないです。それが難しいということで、実態をつかめなくて、どうして福祉の増進を図ることができるのか。これは本来の役割を果たしていないということですから、これは医師会等の協力もいただいて、現状を正確につかんでください。4年前、あるいは1月以降です。

具体的な点で、樽病事務局長が来ているから伺いますが、年を取られれば白内障になって目が見えづらくなる。眼内レンズの手術により保険が適用されて日が浅いのですけれども、この眼内レンズの手術は、8日間、小樽市立病院に入院して手術したら、去年の12月までと今年の1月までとでは自己負担はどう違いますか。

○（樽病）事務局長

白内障のケースで自己負担の関係でございますけれども、昨年まででありますと、9,600円プラス食事代、本年1月からは、定率1割負担制で上限額の37,200円プラス食事代、こういう具合になります。

○北野委員

一挙に4倍からの自己負担です。今までは、簡単にいえば10,000円あれば何とか目の手術ができた。ところが、今度は40,000円なかったら入院できないのです。こういうような、市民に対して押しつけられているという現状です。こういうのが科目別に言うとたくさんあるのです。そういうことによる受診抑制、あるいは中断というのが起こっているということが現実ですから、これを小樽市が、これだけ大きな組織で市民の実態をつかんでいないというのは、甚だけしからんし、宮腰課長が読み上げたように、地方自治法の本来の地方公共団体の役割を果たしていないです。これは改善を求めますから、以降、これに基づく質問を継続しますので、医師会の協力をいただきながら、現状をつかむようにしていただきたいと思います。

◎小泉内閣における医療改革について

最後の質問の方に移りますが、小泉内閣になって、国会で医療改革についていろいろ議論されて、恐らく、今日

経済財政諮問会議の結論が出て、それが26日に閣議決定されるという新聞報道です。これらを含めて、小泉内閣の医療改革の柱は3本あるというふうに伺っていますが、何々ですか。

○市民部長

国保を担当しております市民部として、医療改革全般についてお答えする立場にあるかどうかは別にいたしまして、今ご指摘のありました小泉内閣の骨太の原案でございますけれども、医療改革分につきましては、自助と自立を基本とした持続可能である制度の再構築といたしまして、1本目は医療費総額の伸び率の抑制、2点目には、保険料、公費、患者負担の適正な組み合わせによる財源の確保、3番目としまして医療供給対策の改革、こういったものが挙げられております。

○北野委員

表現は違うけれども、結局、高齢者医療制度を創設するというので、今まで所得が低い、あるいは息子さんやなんかの健康保険の被扶養者になっていて保険料を払っていない人、そういう人から、今度は老人全部から健康保険料を徴収するというのが今度出てくるのです。これは、今年の秋までに具体化して来年からやりたいというのが政府の方針です。

それから、医療保険の給付と負担です。これは、部長は別な表現で言いましたけれども、健康保険本人は3割負担にする。大病院、ここへ外来でかかったら5割負担です。それから医療費の抑制。

昨日の朝日の夕刊を見ますと、経済財政諮問会議の基本方針の最終案がまとまるという中で、老人医療費抑制というのが大きな柱になっているということで報道されているのです。そういう重大なことが、これから行われようとしている。

だから、今まででさえ、4年前の健康保険の改悪、それから、今年の1月からの老人医療の自己負担の増大、これによっても大変な負担になって患者が減っているときに、さらにこんなことをやられたらどういうふうになるか。

私は先ほど、医師会の協力も含めて、こういう問題について現状をつかむべきだというふうに申し上げましたけれども、この件についてもあわせて情報をつかむようにぜひお願いしたい。

そこで、お伺いいたしますが、樽病に聞きますけれども、小樽病院も大病院に入ります。外来患者の自己負担が5割になったら、患者はほとんど行きません。死ぬか生きるかの重症になったらやむを得ず行くかもわからないけれどもね。

そこで、小樽病院はどうかかわからないけれども、民間の大病院で、今、大病院外来患者自己負担5割ということの前にして、どういう動きが医療機関でなされているのか、承知していただければお答えください。

○（樽院）事務局長

医療制度改革そのものは、今、委員がおっしゃるとおりなんですけれども、私ども市立小樽病院といたしましては、今回の体制というのは機能分担を果たしていくべきだと。これからの病院の生き方といいますか、こういうことについて私どもとしては十分検討していく、いわゆるかかりつけ医制度とか、そういう役割分担、機能分担をしていかないと生き残れない、そういう認識に立っておりますけれども、詳しくはまだ院内では検討してございません。

○北野委員

私は、数は多くありませんが、大きな病院の医療関係者の皆さんに話を伺いました。5割負担になったら、大きい病院には患者はほとんど来ない。だから、これまで来ていた方も来なくなるから健康が心配だ。

そこで、何をやるかといったら、自分の敷地内、あるいは近所に外来専用の診療所をつくって、そこでもってやれば、5割負担を免れて、その人たちの健康を守れるようになるだろう。自分たちの医療水準をそういうところに生かさないと、患者の健康は守れないという動きになっているのです。

極めて、こういう健康を守ろうという医療機関に対する物すごい大きな負担をかぶせることになるのです。こう

いうことがいいかどうかということは、私の意見を待つまでもないと思うのです。

こういうふうを考えておりますから、今、高木局長が言うように、機能分担だとか何とか、そんなのんきなことを言っているときでないですから、もう少し私どもの警戒に、あるいは新聞でも、このことについてはいろいろ報道されていますから注意を払って、医療機関としてもどういう対応をしたらいいか、市長ともよく相談して、基本的な見解をまとめるようにしておいていただきたい、以上のことを申し上げまして終わります。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって本日の委員会を終了し、散会いたします。